

海老名市教育委員会

(令和2年 10月 定例会議事日程)

日時 令和2年10月30日(金)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

- 日程第 1 報告第 26 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第 2 報告第 27 号 海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第 3 議案第 45 号 令和2年度(令和元年度対象)教育委員会事務の点検・評価について
- 日程第 4 議案第 46 号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

海老名市教育委員会

令和2年度 10月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- 9月25日(金) 教育委員会9月定例会
教育支援教室カーパン販売
初任者授業参観(杉本小学校)
- 27日(日) 大谷小学校運動会
- 28日(月) えびなっ子しあわせ懇談会(事務点検評価)
- 29日(火) よりよい授業づくり学校訪問(有馬小学校)
社会教育委員会議
県央教育長会議
成人式実行委員会
- 30日(水) 市議会第3回定例会本会議(閉会)
週部会
- 10月 1日(木) 朝のあいさつ運動(今泉中学校)
十五夜豆腐寄贈セレモニー(有鹿小学校)
教育委員会辞令交付式
- 2日(金) 令和3年度予算編成会議
教育委員会10月臨時会
教育課題研究会(事務点検評価)
- 3日(土) 市中総文(合唱・吹奏楽)
- 4日(日) 市中総文(吹奏楽)
- 5日(月) 学校用務員会議
初任者授業参観(今泉小学校)
こどもタウンニュース冬休み号打合せ
- 6日(火) 10月校長会議
新型コロナウイルス感染症学校市教委対策会議
よりよい授業づくり特別版(有馬中学校)

- 7日(水) 国際ソロプチミスト寄付贈呈式
週部会
台風14号情報連絡会
- 8日(木) えびなっ子しあわせプラン推進委員会
台風14号情報連絡会
- 9日(金) 初任者授業参観(上星小学校)
台風14号情報連絡会
- 10日(土) 台風14号対応こどもセンター待機
- 13日(火) 有鹿小学校・中新田小学校運動会
臨時校長会議(教職員人事異動)
- 14日(水) リコージャパンとの教育連携協定締結式
インフルエンザ予防接種
教育支援委員会
中学校給食業者山路フードシステム訪問
週部会
- 15日(木) 杉本小学校運動会
情報モラル研修会
- 16日(金) 初任者授業参観(海老名小学校)
予算編成部内ヒアリング
- 17日(土) 土曜授業視察(東柏ヶ谷小学校・杉久保小学校、
食の創造館)
- 19日(月) 学校・地域ネットワークづくり運営委員会
いじめ問題対策連絡協議会
予算編成部内ヒアリング
- 20日(火) 東柏ヶ谷小学校・杉久保小学校運動会
- 21日(水) 海老名小学校鼓笛発表会
海老名中学校・柏ヶ谷中学校体育祭
新たな学校体制づくり推進委員会
- 22日(木) 初任者授業参観(中新田小学校)
今泉中学校体育祭
授業改善実践推進委員会オンライン会議①
- 23日(金) 初任者授業参観(有鹿小学校)
教育課題研究会
教育委員県立歴史博物館視察
- 24日(土) 上星小学校・今泉小学校運動会
ひびきあい塾閉講式



- 26日(月) 大谷中学校体育祭
- 27日(火) 学校予算調整会議
校長連絡会
新型コロナウイルス感染症学校市教委対策会議
最高経営会議
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 28日(水) 海西中学校体育祭
授業改善実践推進委員会オンライン会議②
- 29日(木) よりよい授業づくり学校訪問(海老名中学校)
市長定例記者会見
- 30日(金) 教育委員会10月定例会





2 学校教育の中での確かな成長のために

学校は、学年や発達段階に応じて、また、子どもひとりひとりの能力や発達特性に応じて、身につけるべき学力や集団の一員としてよりよく生活する力などを育むため、教育計画に沿って、指導・支援する場です。

しかしながら、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で学校が2ヶ月間休業となり、教育計画を見直さざるを得ない状況となり、そのうえ、計画実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底することが条件となり、計画を進めるうえでの大きな支障となっているのが、学校教育の現状です。

その中で、学習指導要領に示された学習内容の履修のための授業時数の確保については、最優先とすべき課題であり、各学校においては、時間的に余裕はないものの、今後、爆発的な感染拡大がなければ、ある程度、見通しが立つ状況になったところではあります。

先日、年始の休業を11日までとするような動きがあったときには、どのように対応すべきかと思案したところですが。

一方、学校の教育計画には、学習だけでなく、学級の活動や行事などをおして、集団の一員としてよりよく生活する力を身につけるための計画も含まれているところではあります。

単年度の計画として、6年間、3年間の計画として、細かな計画が立てられているのです。

子どもたちは、計画的に実施される、日々の学級での活動や行事をおして、個人として、集団として成長するのです。

しかしながら、学校が再開された6月、私の懸念は、学習計画を優先するあまり、学級の活動や行事計画が中止や縮小となることでした。

そのようなことから、修学旅行、運動会・体育祭については、学校と共通理解を図り、感染症対策を徹底して、実施する方針を打ち出し、各学校の教育計画に沿って、活動が展開されているところではあります。

足を運んでいただいた運動会や体育祭は、いかがだったでしょうか。

子どもたちの姿はいかがだったでしょうか。

海老名の子どもたちの成長を感じていただけたでしょうか。

私は、ただただ、うれしくなりました。感動しました。

以上でございます。

■ 令和2年第3回定例会（9月議会）一般質問要旨報告（教育部所管部分）

（10名から11項目）

1 日吉 弘子議員

【再質問：コロナ禍における学校への人的支援について】

- 学校再開に当たり、国の第二次補正予算により、文部科学省は学習の保障という観点から、スクールサポートスタッフ（以下、「SSS」）や補修等指導員の追加配置策を講じたところ。
- 現在、SSS14名を小学校7校に配置し、補修等指導員26名を小中学校17校に配置しており、今後も趣旨を踏まえ、積極的な人材確保に努める。
- SSSや補修等指導員は、教材作成、採点補助等の文書事務や、校内消毒・除菌作業等の環境整備等の業務を行っている。
- このような人員配置により、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、児童生徒と向き合う教員の負担軽減につながっていると認識。
- 今後も制度の継続については、国の動向を見極め、適切に対応する。

2 久保田 英賢議員

【不登校や支援を必要とする児童生徒の現状とその取り組みについて】

- 昨年度、不登校の児童生徒数と、小中学校の支援級に在籍する児童生徒数がいずれも 200 名を超えた。
- 今年度もさらに増加していて、その現状を非常に危惧している。
- これからの時代は、一人ひとりの多様なすべての人が、お互いの生きる権利を尊重し、お互いに支え合って充実した豊かな人生をおくることが、教育の重要な目的となる。
- そこで、次年度からの第3期えびなっ子しあわせプランの3か年計画の中では、「多様なすべての子どもたちに対応する教育支援体制づくり」に取り組んでいきたい。
- 計画では、チーム学校、チーム海老名のもと、不登校、いじめといった教育課題に具体的に取り組む、支援の必要な子どもはもちろん、一人ひとりのすべての子どもの特性に応じた学びを保障していく。

《その他再質問》

- ・ 不登校の児童生徒への学習支援の状況
- ・ ICT を活用した学習支援の考え
- ・ 不登校児童生徒の個々の支援計画の作成状況
- ・ SSW などの専門職の関わりについて
- ・ 不登校対応専門チームの設置への考え
- ・ トライアングルプロジェクトの詳細 など

3 相原 志穂議員

【小中学校の今後の行事について】

- 学校行事に関する基本的な考え方は、十分な感染症対策を施したうえで、実施していく。
- 卒業式・入学式については、子どもたちが、これからの学校生活の歩みを進める一つの節目となることから、大切に扱いたい。
- 就学時健康診断については、今年度より教育委員会事務局の単独事業として、医師会・歯科医師会と十分協議を行い実施する予定。

《その他詳細答弁》

- ・ 卒業式・入学式については、学習指導要領を踏まえ、各学校が感染症対策を十分施して卒業式や入学式を実施することを支援する。
- ・ 「新しい生活様式」における卒業式・入学式の実施にあたっては、感染状況等を踏まえ、式次第、保護者・来賓の参加などについて、十分検討を行い、よりよい方法で実施したいと考えている。
- ・ 就学時健康診断については、感染防止対策等について、医師会・歯科医師会、各小学校とも十分に協議をし、実施に向けた準備を進めている。

4 たち 登志子議員

【コロナ禍における教職員のメンタルケアについて】

- 教育委員会では、これまでも市の単独事業として、月2回「心の相談」を実施。
- 新型コロナウイルス感染症対策により、教職員の負担が増えていることは認識しているが、現時点では、新型コロナウイルスに起因する新たな相談はない。
- また、平成28年度より、全教職員に対してストレスチェックを実施し、教職員のストレスの実態把握に努めている。
- ストレスチェックの結果をもとに、管理職は、教職員の面談等を行い、早期の対応に努めているところ。
- また、必要に応じ、産業医との面談や、「心の相談」の窓口を紹介するなど適切な対応に努めている。
- 引き続き、教職員のメンタルケアについては、ストレスチェックを通じ、状況を把握するとともに、既存の「心の相談」により適切に対応する。

《その他再質問》

- ・ 「心の相談」件数の推移
- ・ コロナ禍の現状を踏まえた今後の取り組み

5 佐々木 弘議員

【新型コロナウイルス感染症の影響と対応について】

- これから令和3年度の予算編成に入る。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、様々な事業の見直しや、支援のあり方などについて、様々な見直しが必要な時期。
- 事業の中止、削減、市民の負担増などについては、予算編成の中で十分検討するが、新型コロナウイルス感染症への対策も十分に考慮し、安全安心な教育環境を確保しながら事業も進めていく。
- 教育部の事業全体を精査し、限られた予算の範囲で、効果的な配分を検討していく。
- なお、決算に関する代表質疑でも答弁したとおり、中学校給食の実施に向けた歩みは止めない。

6 池亀 幸男議員

【コロナ禍における学校行事について】

- 教育委員会は6月から学校を再開するにあたり、「海老名市立小中学校の学校再開ガイドライン」を策定。
- その中で、学校行事（修学旅行、野外教育活動、運動会・体育祭など）についての基本的な考え方として、「感染症対策を徹底したうえで、方法や内容を工夫して実施する。」
- 「また、実施しない場合は、内容の精選による縮小や変更等、代替措置について検討する。」ことを学校と共通理解した。
- この考え方は、これまでも一貫しており、学校行事がもつ教育的意義を踏まえ、ステップを踏ませながら、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障を両立していく。
- 現時点では、修学旅行、野外教育活動、運動会や体育祭は、感染症対策を徹底したうえで、学校の計画どおり実施する予定。

《その他再質問》

- ・ 修学旅行の日程及び実施の判断について
- ・ 小学校連合運動会や中学校合唱コンクールを中止にした理由 など

【文化財の保護と今後の活用について】

- 相模国分寺跡は、大正 10 年に国の史跡として全国初の指定を受け、令和 3 年 3 月で指定 100 周年を迎える。
- 海老名を代表する歴史的遺産として保存し、史跡整備など活用についても取り組んできた。
- 相模国分寺跡を貴重な歴史資産として後世に継承するため、公有地化を進めており、史跡指定面積約 34,500 m²のうち、現在の公有地化率は約 80%。
- 昨年 4 月の文化財保護法改正により、保存活用計画の策定が制度化されたことを受け、相模国分寺跡について、今年度から新たに保存活用計画の策定に取り組んでいる。
- 相模国分寺跡国指定 100 周年を契機に、一層の保存活用を推進する。

《その他再質問》

- ・ 相模国分寺跡の来訪者数の推移
- ・ 相模国分寺跡の復元についての考え
- ・ VR を活用した国史跡指定 100 周年事業の詳細 など

7 志野 誠也議員

【今後の学校運営について】

- 新型コロナウイルス感染症対策による3ヶ月間の学校臨時休業において、改めて子どもたちの学習を支援するために可能な限りの措置を講じ、学びを保障する必要性を実感した。
- この期間の経験から、子どもたちの学びを保障するためには、ICT機器を活用することが極めて効果的であると認識した。
- 学校再開後の学校では、感染症対策としてICT機器を効果的に活用した取組が広まっている。
- 遠隔学習を含む新しい学びのスタイルを確立するためにも、GIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末整備を早期に実現したい。

《その他再質問》

- ・ 家庭の通信環境調査の結果
- ・ オンラインにより、家庭と学校をつなげる試みの検討状況
- ・ オンライン授業を見据えた学校における準備状況
- ・ 教員の働き方改革に向けた取組（勤怠管理システムの活用）
- ・ 学童保育クラブにおける雇用形態及び処遇改善に向けた取組 など

8 戸澤 幸雄議員

【(コロナ禍における) 困窮者施策について】

- 教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に伴い、家計が急変した世帯を支援するため、「～未来を生きる～緊急総合パッケージ」を策定した。
- 児童生徒には、スクールライフサポート制度、高校生には、奨学金制度について、一定の条件のもと適用条件を緩和するもの。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、前年に比べ、30%以上の減収かつ減収後の金額が生活保護基準に基づき算定した生活費の1.4倍以下が見込まれる方等を対象としている。
- 通常は前年度所得により審査を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該年度に家計が急変した世帯を対象に加えたことから、真に支援が必要な方に向け、制度の拡充が図られた。
- 現時点で、スクールライフサポートは4件、奨学金は26件の申請があった。
- 奨学金については、当初の給付決定者の40名に加え、合計で66名の奨学生を決定した。
- 今後も、幅広く周知に努め、一人でも多くの児童・生徒の支援に努める。

9 永井 浩介議員

【まなびっ子クラブ事業の実績と課題について】

- まなびっ子クラブは、放課後の学習環境を提供することによって、子どもたちの学習習慣の定着を図ることを目的として実施。
- 子どもたちが宿題や自分に必要な学習教材を持参し、支援員のもと、自学自習に励んでいる。
- 参加する子どもたちには、学校以外の居場所の提供をするとともに、学習習慣の定着に寄与していると認識。
- 今後もあそびっ子クラブと併せ、放課後の子どもたちの居場所として進化させていきたい。

《その他再質問》

- ・ 生活困窮者学習支援に対する退職教員の起用の考え など

10 宇田川 希議員

【学校における新型コロナウイルス感染症対策について】

- 新型コロナウイルス感染症の発生当初から、教育委員会と学校がしっかりと連携を取り、感染症対策に努めてきた。
- 教育委員会としては、緊急事態宣言が発令された時点で学校休業という苦渋の選択をした。
- 6月の学校再開後は、再度の学校休業は絶対に避けるべく、学校での感染防止対策を徹底し、学びの保障に努めている。

《その他再質問》

- ・ 教職員の負担軽減に向けたサポートの状況
- ・ スクールサポートスタッフ等の人的支援の状況・配置状況 など

11 森下 賢人議員

【今泉小学校増築事業の進捗について】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、最優先すべきことは、児童・生徒の生命・安全を守ることであり、最大の使命は子供たちの学びを保障すること。
- そのような中、今泉小学校は児童数の増加により、令和4年4月に教室が不足することが見込まれており、現在、増築校舎の設計に取り組んでいる。
- 今泉小学校増築事業は、事業の見直しを行う中であっても、最優先で実施しなければならないと考えている。
- 重量鉄骨造の採用により、大空間を創出し、オープンスペースや多目的スペースを配置し、自由度の高い利活用が可能な建物を目指す。
- また、今日的な教育課題への対応や、避難所や地域コミュニティとしての機能の融合も目指す。
- この校舎が海老名市における、今後の学校づくりのモデル「令和スタイル」となるようにしたい。

《その他再質問》

- ・ 重量鉄骨造を採用した理由

報告第26号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年10月30日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

令和2年10月1日付で人事異動を発令したため

教育委員会関係職員人事異動内訳

令和2年10月1日付

新採用職員	・・・・・・・・・・	1名
		1名

令和2年10月1日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【新採用職員】			
わだやま ちあき 和田山 千暁	教育総務課主事補		新採用

報告第27号

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱の一部改正について

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和2年10月30日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

新型コロナウイルス感染症の影響により国の補助要項等が改正されたことに伴い、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱の一部を改正したため

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱の一部改正について

1 改正理由

令和2年7月2日付けで重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項等が改正され、新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した補助事業者に対する補助率の加算が定められた。併せて、この加算措置が補助事業者に対して効力を減ずることなく届くよう、県、市の随伴補助にあたっては、従前どおりの交付率や交付額を保证するよう要請があった。

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱に規定する補助額について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う補助率加算措置後の国庫補助額を用い、同要綱別表（4）の基準により算定すると、国による10%加算額が補助事業者に届かなくなるため、要綱の一部改正を行った。

2 改正内容

附則において、令和2年9月30日から令和3年3月31日までの補助率及び限度額の特例を規定した。

その他、軽微な文言の修正をした。

※詳細は別紙新旧対照表のとおり。

3 改正前後比較イメージ

国庫補助コロナ加算措置前

事業費4,730千円		
2,365千円	788千円	1,577千円
国50%	市約16.6%	補助事業者約33.4%

国庫補助コロナ加算措置後、現状の市要綱の場合

2,838千円	630千円	1,262千円
国50+10%	市約13.3%	補助事業者約26.7%

国庫補助コロナ加算措置後、市要綱改正後

2,838千円	788千円	1,104千円
国50+10%	市約16.6%	補助事業者約23.4%

4 対象となる事業

1事業を見込む（龍峰寺千手観音立像の免震台設置事業）

5 施行期日

令和2年9月30日

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定された海老名市指定重要文化財（以下「市指定重要文化財」という。）等の保存と活用を図り、市民の郷土に対する理解を深めると共に、市民の文化の向上及び発展に資するため、文化財の保存管理等に関する事業を行う者に対する補助金を交付することについて、<u>海老名市補助金等の交付に関する規則</u>（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助対象者は、市指定重要文化財、国指定重要文化財等（文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定による指定を受けた文化財）又は県指定文化財等（神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例<u>第13号</u>。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財）の所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(1) 国若しくは地方公共団体又はこれに準ずる公的団体が所有者又は管理者である場合</p> <p>(2) 所有者又は管理者が入場料などを徴収している場合</p> <p>(3) 保持者又は保持団体が複数で団体を構成し、文化財の保存活用に関する市の補助金の交付を受けている場合</p> <p>第3条から第9条まで 略</p> <p>(補助金の交付決定通知)</p> <p>第10条 市長は、規則第8条に規定する補助金の交付決定通知について、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により<u>行うものとする。</u></p>	<p>海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定された海老名市指定重要文化財（以下「市指定重要文化財」という。）等の保存と活用を図り、市民の郷土に対する理解を深めると共に、市民の文化の向上及び発展に資するため、文化財の保存管理等に関する事業を行う者に対する補助金を交付することについて、<u>海老名市補助金等 交付に関する規則</u>（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助対象者は、市指定重要文化財、国指定重要文化財等（文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定による指定を受けた文化財）又は県指定文化財等（神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例 <u>13号</u>。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財）の所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(1) 国若しくは地方公共団体又はこれに準ずる公的団体が所有者又は管理者である場合</p> <p>(2) 所有者又は管理者が入場料などを徴収している場合</p> <p>(3) 保持者又は保持団体が複数で団体を構成し、文化財の保存活用に関する市の補助金の交付を受けている場合</p> <p>第3条から第9条まで 略</p> <p>(補助金の交付決定通知)</p> <p>第10条 市長は、規則第8条の規定による補助金の交付決定通知は <u> </u>、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により <u>申請者に通知する。</u></p>

第2号様式 (第8条関係)

第2号様式 (第8条関係)

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所又は所在地
所有者、管理責任者、保持者又は保持団体 名称
代表者氏名

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付申請書

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金の交付を受けたいので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第8条の規定により、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 指定重要文化財等の名称
- 2 指定重要文化財等の所在地
- 3 事業目的と内容
〔保存管理、修理、復旧、維持管理、記録保存作成、伝承者の養成、公開〕
- 4 補助金申請額 金 円
- 5 事業の着手及び完了の予定期日 ・着手 年 月 日
・完了 年 月 日
- 6 添付書類 ・事業計画書とその事業効果が見える書類 ・収支予算書
・その他 (具体的に)

第2号様式 (第8条関係)

第2号様式 (第8条関係)

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所又は所在地
所有者、管理責任者、保持者又は保持団体 名称
代表者氏名

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付申請書

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 指定重要文化財等の名称
- 2 指定重要文化財等の所在地
- 3 事業目的と内容
〔保存管理、修理、復旧、維持管理、記録保存作成、伝承者の養成、公開〕
- 4 補助金申請額 金 円
- 5 事業の着手及び完了の予定期日 ・着手 年 月 日
・完了 年 月 日
- 6 添付書類 ・事業計画書 _____ ・収支予算書
・その他 (具体的に)

第3号様式（第9条関係）

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所又は所在地
所有者、管理責任者、保持者又は保持団体
名 称
代表者氏名

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により 交付決定を受けた海老名市指定重要文化財保存管理等補助金交付事業について、次のとおり事業を<中止・廃止・変更>したいので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第9条の規定により 申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 事業の所在地
- 3 事業を中止・廃止・変更する理由
- 4 変更となる事業の概要
- 5 添付書類（具体的に）

第3号様式（第9条関係）

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所又は所在地
所有者、管理責任者、保持者又は保持団体
名 称
代表者氏名

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定された海老名市指定重要文化財保存管理等補助金交付事業について、次のとおり事業を<中止・廃止・変更>したいので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 事業の所在地
- 3 事業を中止・廃止・変更する理由
- 4 変更となる事業の概要
- 5 添付書類（具体的に）

第4号 (第10条関係)

第4号様式 (第10条関係)

第 号
年 月 日

様

海老名市長

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- (3) 補助事業終了後は、速やかに海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金実績報告書を提出すること。
- (4) 関係法令、海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号）及び海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うこと。
- (5) 補助事業者が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。
 - ① 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ② 対象文化財を有償にて譲渡し、又は住所を市外に移したとき。
 - ③ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
 - ④ その他、市長が補助を不適当と認めたとき。

第4号 (第10条関係)

第4号様式 (第10条関係)

第 号
年 月 日

様

海老名市長

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- (3) 補助事業終了後は、速やかに海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金実績報告書を提出すること。
- (4) 関係法令、海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号）及び海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うこと。
- (5) 補助事業者が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。
 - ① 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ② 対象文化財を有償にて譲渡し、又は住所を市外に移したとき。
 - ③ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
 - ④ その他、市長が補助を不適当と認めたとき。

第5号様式 (第12条関係)

第5号様式 (第12条関係)

第 号
年 月 日

様

海老名市長

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付 (変更・中止) 決定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定した海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金について、次のとおり (変更・中止) を決定したので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第12条の規定により、
通知します。

- 1 補助金 (変更・中止) となった理由
- 2 補助金交付変更決定額 金 円
- 3 その他
補助事業の実施に当たっては 年 月 日付け 第 号で付した条件を遵守してください。

第5号様式 (第12条関係)

第5号様式 (第12条関係)

第 号
年 月 日

様

海老名市長

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付 (変更・中止) 決定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定した海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金について、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり (変更・中止) を決定したので
通知します。

- 1 補助金 (変更・中止) となった理由
- 2 補助金交付変更決定額 金 円
- 3 その他
補助事業の実施にあたっては 年 月 日付け 第 号で付した条件を遵守してください。

第6号様式 (第13条関係)

第6号様式 (第13条関係)

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 (所有者、管理責任者、保持者又は保持団体) 住所又は所在地
名 称
代表者氏名

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金に係る事業が完了したので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 添付書類 事業報告書
収支決算書
その他 (具体的に)

第6号様式 (第13条関係)

第6号様式 (第13条関係)

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 (所有者、管理責任者、保持者又は保持団体) 住所又は所在地
名 称
代表者氏名

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金に係る事業が完了したので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 添付書類 事業報告書
収支決算書
その他 (具体的に)

第7号様式 (第14条関係)

第7号様式 (第14条関係)

年 月 日

様

海老名市長

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金確定通知書

年 月 日付で報告のあった海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金について、交付すべき額が確定したので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり通知します。

1 補助対象事業費	円
2 交付決定額	円
3 交付確定額	円
4 精算額	円

第7号様式 (第14条関係)

第7号様式 (第14条関係)

年 月 日

様

海老名市

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金確定通知書

年 月 日付で報告のあった海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金について、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり交付すべき額が確定したので通知します。

1 補助対象事業費	円
2 交付決定額	円
3 交付確定額	円
4 精算額	円

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定された海老名市指定重要文化財（以下「市指定重要文化財」という。）等の保存と活用を図り、市民の郷土に対する理解を深めると共に、市民の文化の向上及び発展に資するため、文化財の保存管理等に関する事業を行う者に対する補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市指定重要文化財、国指定重要文化財等（文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定による指定を受けた文化財）又は県指定文化財等（神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財）の所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はこれに準ずる公的団体が所有者又は管理者である場合
- (2) 所有者又は管理者が入場料などを徴収している場合
- (3) 保持者又は保持団体が複数で団体を構成し、文化財の保存活用に関する市の補助金の交付を受けている場合

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、文化財の管理、修理又は復旧のために多額の費用を要し、文化財の所有者、管理責任者、保持者又は保持団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合で次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名

勝又は市指定天然記念物の保存管理、修理又は復旧事業で別表に定めるもの

(2) 市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名

勝又は市指定天然記念物の通常の維持管理に係る事業で別表に定めるもの

(3) 市指定重要無形文化財、市指定重要無形民俗文化財の記録保存作成、伝承者の養成及び公開に係る事業で別表に定めるもの

(4) 国指定重要文化財、県指定重要文化財、県指定有形民俗文化財、県指定無形民俗文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の保存修理等事業で別表に定めるもの

(補助金の額等)

第4条 補助金の補助率及び限度額は、別表に掲げる基準によるものとし、予算で定める額とする。

(補助条件)

第5条 管理者は、法、県条例及び条例に定められた事項を遵守し、指定された文化財を保存管理しなければならない。

(書類の整備)

第6条 補助を受ける事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の収入及び支出に係る書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了する日の属する会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(補助金交付の要望)

第7条 補助金の交付を要望しようとする者は、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要望書（第1号様式）に事業計画案及び予算案を添付し、原則として補助金の交付を受けようとする年度の前年度の9月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第2号の規定による事業については提出を要しない。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付申請書（第2号様式）に、次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書とその事業効果のわかる書類
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期日は、市長が定めるものとする。

(補助事業の中止、廃止又は変更)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、廃止し、又は変更するときは、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金変更承認申請書（第3号様式）に中止し、廃止し、又は変更する事由のわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第10条 市長は、規則第8条に規定する補助金の交付決定通知について、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条による通知を受けた者は、市長の指示に従い請求するものとする。

(補助事業の事情変更による決定通知)

第12条 市長は、規則第10条第2項に規定する交付決定の取消し等の通知について、海老名市指定重要文化財保存管理等補助金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、この要綱による補助金の交付を受けた事業完了日又は会計年度終了日のいずれか早い日から20日以内に、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金実績報告書（第6号様式）に、次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知する。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年9月30日から施行する。

（令和2年9月30日から令和3年3月31日までの補助率及び限度額の特例）

2 令和2年9月30日から令和3年3月31日までの補助率及び限度額については、別表第4号中「国、県の補助額」とあるのは「国、県の補助額（国の補助額にあっては令和2年7月2日文化庁長官裁定「新型コロナウイルス感染症の影響による収入額の減少に係る文化財補助金の補助率について」に基づき特に必要と認められる場合の補助率により加算した額を控除した額）」と読み替えるものとする。

別表（第3条、第4条関係）

補助対象事業			補助率及び限度額
(1) 市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物の保存管理、修理又は復旧事業	保存管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財又は有形民俗文化財専用の収蔵庫、防犯設備設置 ・防蟻・防虫 ・天然記念物の保護増殖 ・防火、避雷設備設置（有形文化財の建造物又は有形民俗文化財の家屋に設置する場合のみ） 	補助対象経費が50万円以上の事業に対し、補助対象経費の2分の1以内。ただし、150万円を限度とする。
	修理事業	解体修理、部分修理（剥落、腐蝕防除を含む。）	
	復旧事業	地震、暴風雨、火災等の災害に伴う復旧工事	
(2) 市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物の通常の維持管理に係る事業	看守、清掃、案内、公開、災害対策及び軽微な補修にかかる事業		1件につき2万円以内。ただし、複数の文化財を群として指定したものについては1件とする。
(3) 市指定重要無形文化財、市指定重要無形民俗文化財の記録保存作成、伝承者の養成及び公開に係る事業	記録保存作成事業	文書、写真、映像、採譜等による記録の作成	1件につき20万円以内
	伝承者の養成事業	実技指導及び講習会等の開催	
	公開事業	自主的な公演の開催	
(4) 国指定重要文化財、県指定重要文化財、県指定有形民俗文化財、県指定無形民俗文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の保存修理等事業	対象文化財の管理、修理又は復旧のため実施する事業で、国又は県の補助事業として交付決定された事業		補助対象経費の6分の1又は補助対象経費から国、県の補助額を控除した額の3分の1のいずれか少ない額。ただし、150万円を限度とする。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

要 望 者 住所又は所在地
〔所有者、管理責任者、保持者又は保持団体〕 名 称

代表者氏名

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要望書

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を要望します。

1 指定重要文化財等の名称

2 事業目的と内容

〔保存管理、修理、復旧、維持管理、記録保存作成、伝承者の養成、公開〕

3 交付要望額 金 円

4 添付書類 ・事業計画案 ・予算案
・その他（具体的に)

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所又は所在地
〔所有者、管理責任者、保持者又は保持団体〕 名称
代表者氏名

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付申請書

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金の交付を受けたいので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 指定重要文化財等の名称
- 2 指定重要文化財等の所在地
- 3 事業目的と内容
〔保存管理、修理、復旧、維持管理、記録保存作成、伝承者の養成、公開〕
- 4 補助金申請額 金 円
- 5 事業の着手及び完了の予定期日 ・着手 年 月 日
・完了 年 月 日
- 6 添付書類 ・事業計画書とその事業効果がわかる書類 ・収支予算書
・その他（具体的に)

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所又は所在地
〔所有者、管理責任者、保持者又は保持団体〕 名称

代表者氏名

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた海老名市指定重要文化財保存管理等補助金交付事業について、次のとおり事業を<中止・廃止・変更>したいので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 事業の所在地
- 3 事業を中止・廃止・変更する理由
- 4 変更となる事業の概要
- 5 添付書類（具体的に）

第 号
年 月 日

様

海老名市長

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- (3) 補助事業終了後は、速やかに海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金実績報告書を提出すること。
- (4) 関係法令、海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号）及び海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うこと。
- (5) 補助事業者が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。
 - ① 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ② 対象文化財を有償にて譲渡し、又は住所を市外に移したとき。
 - ③ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
 - ④ その他、市長が補助を不相当と認めたとき。

第 号
年 月 日

様

海老名市長

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付（変更・中止）決定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定した海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金について、次のとおり（変更・中止）を決定したので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第12条の規定により、通知します。

1 補助金（変更・中止）となった理由

2 補助金交付変更決定額 金 円

3 その他

補助事業の実施に当たっては 年 月 日付け 第 号で
付した条件を遵守してください。

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所又は所在地
所有者、管理責任者、保持者又は保持団体 名称

代表者氏名

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金に係る事業が完了したので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 添付書類 事業報告書
収支決算書
その他（具体的に ）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金について、交付すべき額が確定したので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり通知します。

1	補助対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	精算額	円

議案第45号

令和2年度（令和元年度対象）教育委員会事務の点検・評価について

別紙のとおり、令和2年度（令和元年度対象）教育委員会事務の点検・評価について、議決を求める。

令和2年10月30日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和2年度（令和元年度対象）教育委員会事務の点検・評価を決定し、報告書を作成したいため

令和2年度（令和元年度対象）教育委員会事務の点検・評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和2年度（令和元年度対象）教育委員会事務の点検・評価を決定し、報告書を作成したいため、議決を求める。

2 点検・評価報告書案

別紙のとおり

3 今後のスケジュール

令和2年10月30日	教育委員会定例会	決定
11月9日	政策会議	報告
11月17日	最高経営会議	報告
11月下旬	市長・市議会へ提出	

<参考>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

議案第46号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和2年10月30日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正したいため

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

1 改正理由

(1) 有鹿小学校、中新田小学校の通学区域の改正

厚木駅南地区開発に伴い、河原口一丁目26番街区に大型マンションが建設される予定となっている。当該地の通学区域は中新田小学校区及び有鹿小学校区の2校にまたがっているが、有鹿小学校の現在の児童数等を考慮し、通学区域を中新田小学校区1校に変更したい。

(2) 上星小学校、今泉小学校の通学区域の改正

上今泉二丁目は上星小学校と今泉小学校の選択学区となっているが、現在、上星小学校を選択する児童が多く、また、海老名駅西口開発に伴い、今泉小学校の児童数の増加が見込まれる。そのため、上今泉二丁目を上星小学校の通学区域に変更し、上今泉二丁目の選択学区を廃止したい。

なお、現在今泉小学校へ在籍している児童は継続して通学できるものであり、令和3年度以降に今泉小学校への通学を希望する児童についても、指定学校変更制度により選択することが可能である。

※詳細は別紙学区図のとおり。

2 改正内容

別表第1に規定する有鹿小学校、上星小学校、中新田小学校及び今泉小学校の通学区域の改正。

別表第2に規定する上星小学校及び今泉小学校の選択学区域の改正。

※詳細は別紙改正文及び新旧対照表のとおり。

3 施行期日

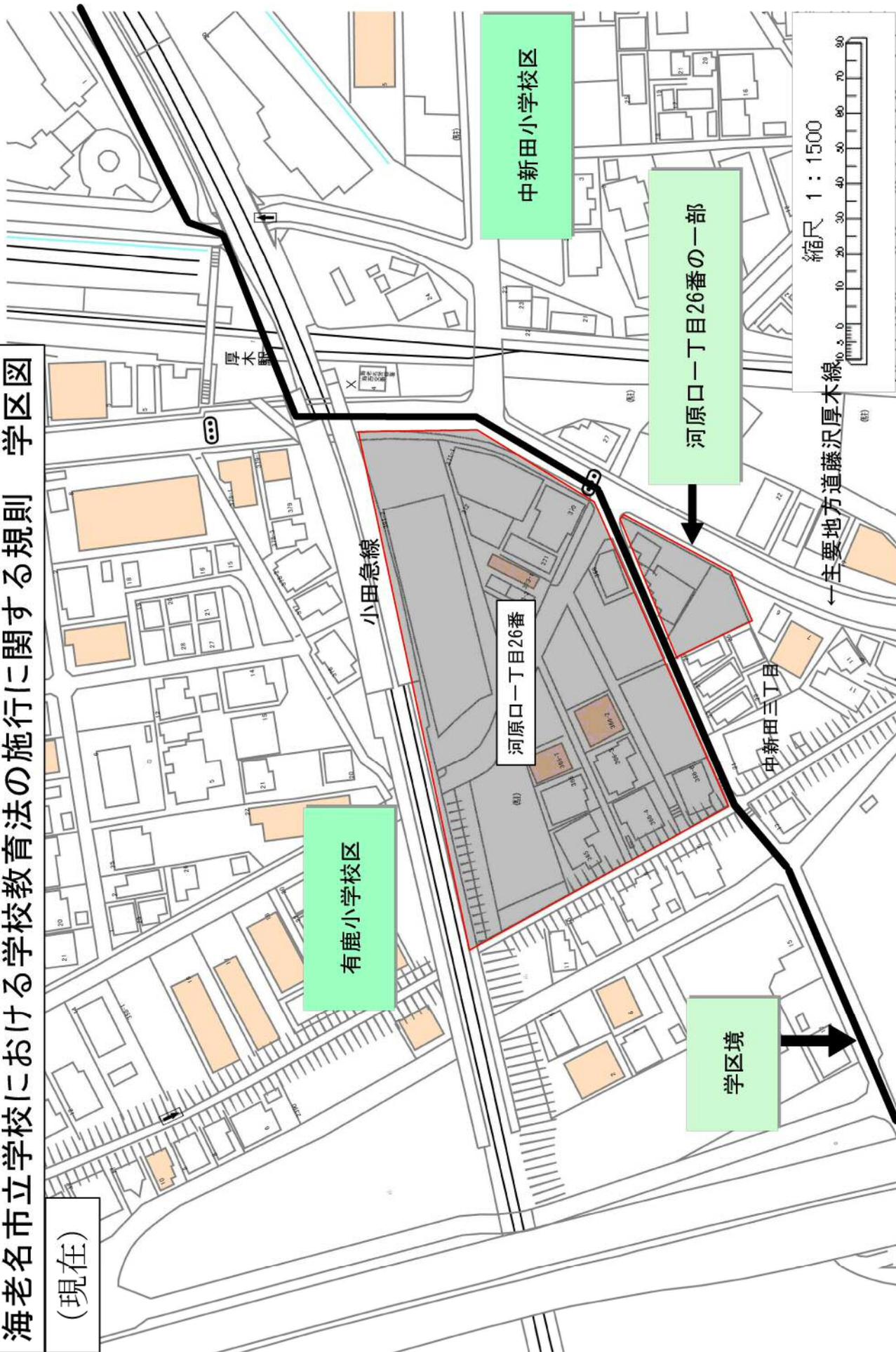
令和3年4月1日

4 今後のスケジュール

令和2年10月30日	定例教育委員会 決定
11月9日	政策会議 報告
11月17日	最高経営会議 報告
令和3年4月1日	施行

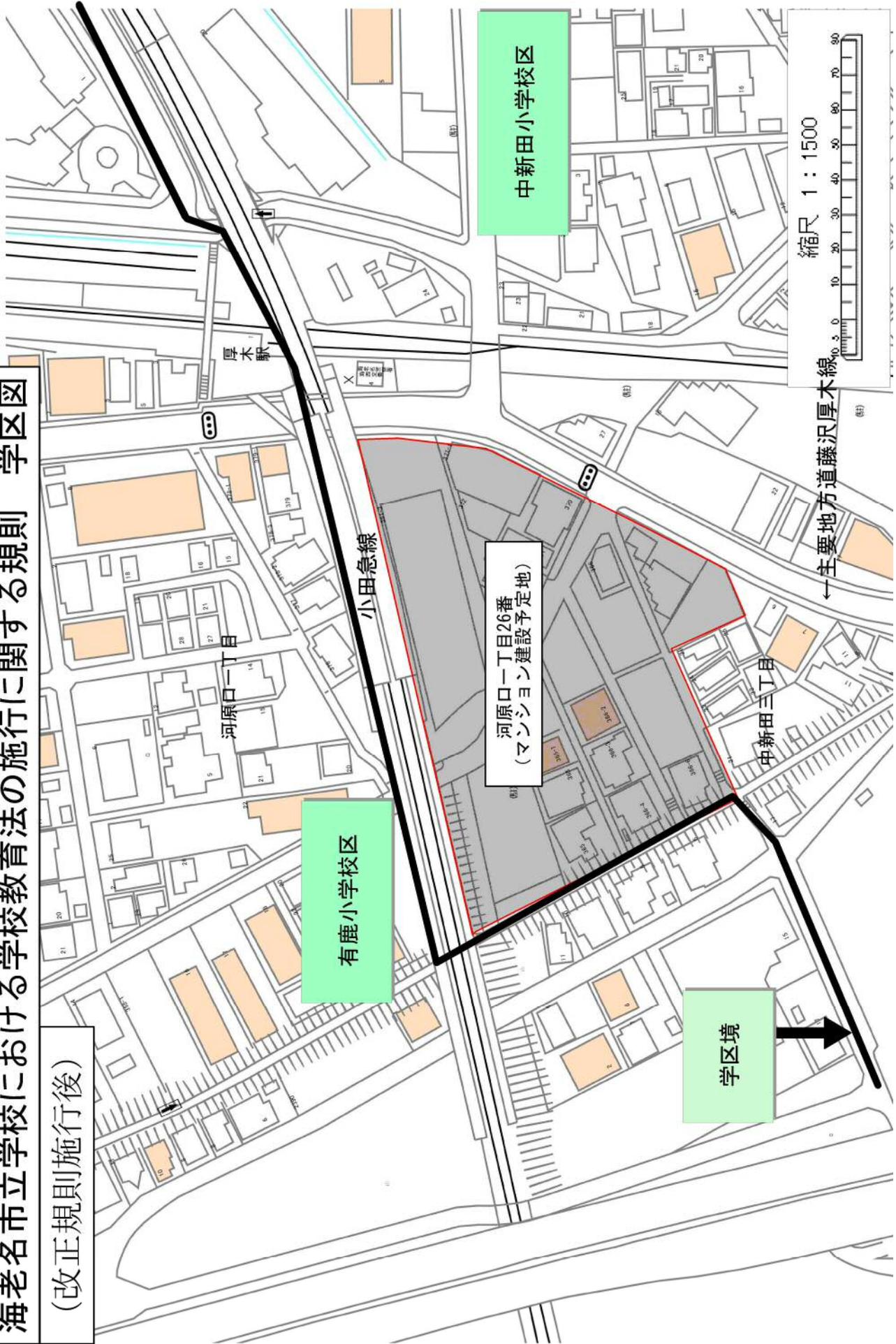
海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則 学区図

(現在)

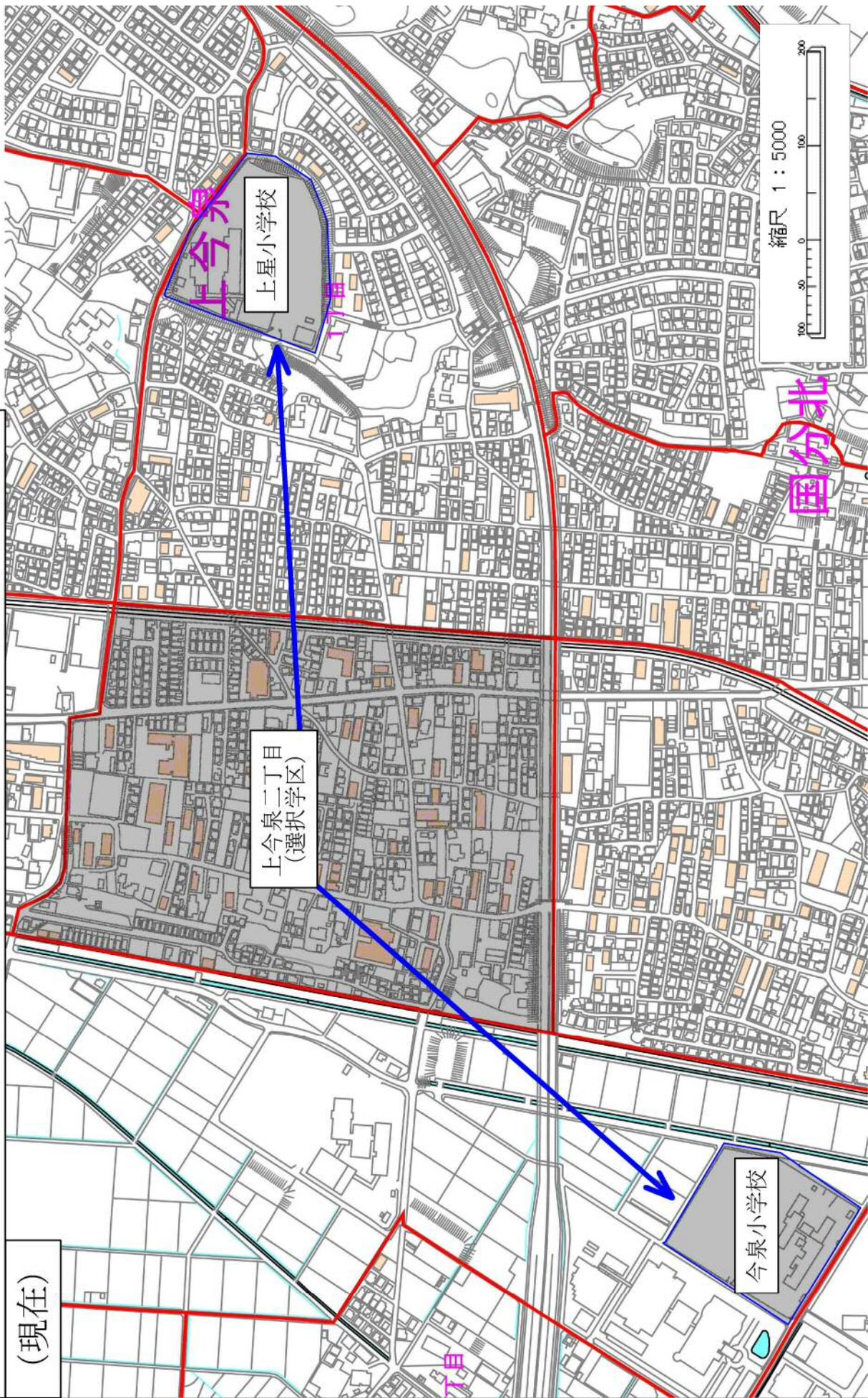


海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則 学区図

(改正規則施行後)

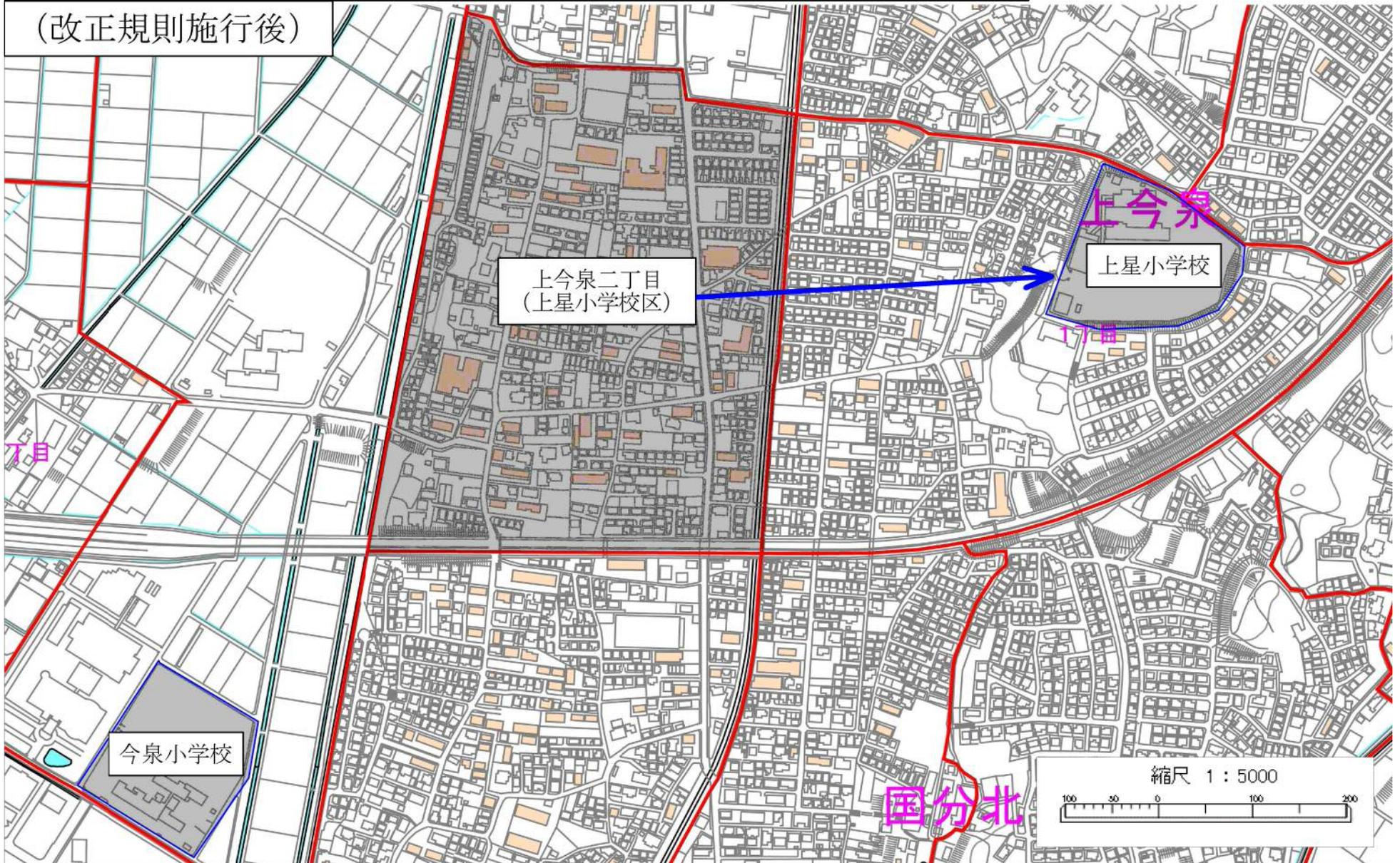


海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則 学区図



海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則 学区図

(改正規則施行後)



海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成2年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 小学校通学区域の表有鹿小学校の項中「河原口一丁目」を「河原口一丁目1番から25番まで、27番」に改め、同表上星小学校の項中「上今泉二丁目」を削り、同表中新田小学校の項中「河原口一丁目26番の一部」を「河原口一丁目26番」に改め、同表今泉小学校の項中「上今泉二丁目」を削る。

別表第2中 「 | 上今泉二丁目
 | 国分北一丁目2番から41番まで」 を「 | 国分北一丁目2番から4

1番まで」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新（改正案）		旧（現行）	
海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則		海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則	
(趣旨)		(趣旨)	
第1条から第20条まで 略		第1条から第20条まで 略	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
小 学 校 通 学 区 域		小 学 校 通 学 区 域	
学 校 名	通 学 区 域	学 校 名	通 学 区 域
(略)		(略)	
有鹿小学校	河原口一丁目 <u>1番から25番まで、27番</u> 河原口二丁目 河原口三丁目 河原口四丁目 河原口五丁目 河原口872番地、929番地から981番地まで、987番地から1029番地まで、1334番地から1355番地まで、2499番地、2548番地 上郷一丁目 上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、790番地から989番地まで、937番地から951番地まで めぐみ町1番、6番、7番	有鹿小学校	河原口一丁目 _____ 河原口二丁目 河原口三丁目 河原口四丁目 河原口五丁目 河原口872番地、929番地から981番地まで、987番地から1029番地まで、1334番地から1355番地まで、2499番地、2548番地 上郷一丁目 上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、790番地から989番地まで、937番地から951番地まで めぐみ町1番、6番、7番
(略)		(略)	
上星小学校	国分北二丁目 8番から23番まで 上今泉一丁目 <u>上今泉二丁目</u> 上今泉三丁目 上今泉四丁目 上今泉五丁目 上今泉六丁目20番から39番まで、47番から51番まで	上星小学校	国分北二丁目 8番から23番まで 上今泉一丁目 _____ 上今泉三丁目 上今泉四丁目 上今泉五丁目 上今泉六丁目20番から39番まで、47番から51番まで

(略)	
中新田小学校	中新田一丁目 中新田二丁目 中新田三丁目 中新田四丁目 中新田五丁目 中新田376番地から540番地まで 河原口一丁目26番 河原口1304番地から1310番地まで、1313番地から1333番地まで、1361番地から1363番地まで さつき町 大谷586番地の一部、大谷587番地から817番地まで 勝瀬198番地、199番地、236番地から249番地まで

(略)

今泉小学校	国分北一丁目 2番から41番まで 国分北二丁目 1番から 7番まで 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 扇町 めぐみ町 2番から 5番まで 下今泉一丁目 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 <hr style="width: 10%; margin-left: 0;"/> 上今泉1633番地から2044番地まで 泉一丁目 泉二丁目
-------	--

(略)

(略)	
中新田小学校	中新田一丁目 中新田二丁目 中新田三丁目 中新田四丁目 中新田五丁目 中新田376番地から540番地まで 河原口一丁目26番の一部 河原口1304番地から1310番地まで、1313番地から1333番地まで、1361番地から1363番地まで さつき町 大谷586番地の一部、大谷587番地から817番地まで 勝瀬198番地、199番地、236番地から249番地まで

(略)

今泉小学校	国分北一丁目 2番から41番まで 国分北二丁目 1番から 7番まで 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 扇町 めぐみ町 2番から 5番まで 下今泉一丁目 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 <u>上今泉二丁目</u> 上今泉1633番地から2044番地まで 泉一丁目 泉二丁目
-------	---

(略)

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定に基づき、海老名市に住所の存する児童生徒等の保護者に係る就学義務及び市立学校における教育の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒等 施行令第4条に規定する児童生徒等をいう。
- (2) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 就学予定者 施行令第5条第1項に規定する就学予定者をいう。
- (4) 学齢児童 法第18条に規定する学齢児童をいう。
- (5) 学齢生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- (6) 視覚障害者等 施行令第5条第1項第1号に規定する視覚障害者等をいう。

(学齢簿)

第3条 施行令第1条に定める学齢簿は、第1号様式とする。

(入学期日等の通知及び学校の指定)

第4条 就学予定者のうち視覚障害者等以外の者について、その保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき市立の小学校又は中学校についての指定は、学校指定通知書（第2号様式）により行う。

2 前項の指定は、別表第1に定める市立の小学校及び中学校の通学区域に応じて行う。

3 前項に規定する通学区域の者であっても、小学校就学時において、別表第2に規定する通学区域に係る者にあつては、当該選択可能小学校の中から小学校を選択することができる。

4 第2項に規定する通学区域の者であっても、中学校就学時において、別表第3に規定する通学区域に係る者にあつては、当該選択可能中学校の中から中学校を選択することができる。

第5条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。

(1) 新たに学齢簿に記載された児童生徒等（視覚障害者等及び市立の小学校又は中学校に在籍する者を除く。）

(2) 施行令第6条の2第2項の規定により都道府県の教育委員会から通知を受けた学齢児童及び学齢生徒

(3) 市立の小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

(4) 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者で市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学し、その全課程を終了する前に退学した者

第6条 前2条に規定する児童生徒等の就学させるべき市立の小学校又は中学校の校長（以下「学校長」という。）に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日についての通知は、第4条に規定する者にあつては就学予定者名簿、前条に規定する者にあつては転入学通知書（第3号様式）により行う。

（学校指定の変更）

第7条 児童生徒等の就学すべき市立の小学校又は中学校の指定について変更の申立てをしようとする保護者は、指定学校変更申立書（第4号様式）により海老名市教育委員会（以下「委員会」という。）に申し立てるものとする。

2 委員会は、前項の規定による申立てを認めたときは、その保護者並び

に変更前及び変更後の学校長に対し、指定学校変更通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（区域外就学等）

第8条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程に就学させようとする保護者は、区域外就学届出書（第6号様式）に当該学校の就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、施行令第9条第2項の規定による協議が行われた場合は、その協議をもって前項の届出があったものとする。

第9条 他の市町村に住所の存する児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を市立の小学校又は中学校へ就学させようとする保護者は、区域外就学願出書（第7号様式）により委員会に願い出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による願い出を承諾したときは、その保護者及び就学させるべき学校長に対し、区域外就学承諾書（第8号様式）により通知する。

（退学の届出）

第10条 保護者は、市立の小学校又は中学校に在学する学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者を、小学校又は中学校の全課程を修了する前に退学させようとするときは、当該学校長に届け出なければならない。

（視覚障害者等の通知）

第11条 学校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等に該当することとなった者がいるときは、速やかにその旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、視覚障害者等通知書（第9号様式）をもって通知しなければならない。

（出席不良等の通知）

第12条 学校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が休業日（海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）第3条に規定する休業日をいう。）を除き引き続き7日間出席せず、その他出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、委員会に対し出席不良通知書等により通知しなければならない。

（出席の督促）

第13条 委員会は、前条の規定による通知を受けたとき又はその他学齢児童若しくは学齢生徒の保護者が法第17条第1項若しくは第2項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対し出席督促通知書（第10号様式）により出席を督促するものとする。

（猶予又は免除の願い出）

第14条 学齢児童又は学齢生徒に係る就学猶予又は免除を受けようとする保護者は、就学義務の猶予（免除）願書（第11号様式）により委員会に申し出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による願い出に対し就学義務を猶予又は免除するときは、その保護者に就学義務の猶予（免除）通知書（第12号様式）により通知しなければならない。

（事由消滅の届出）

第15条 保護者は、就学義務を猶予された期間中又は免除された後に、その猶予又は免除された事由がなくなったときは、速やかに就学猶予（免除）事由消滅届出書（第13号様式）に医師の証明書等その事情を証する書類を添えて、委員会に届け出なければならない。

（全課程修了者の通知）

第16条 学校長は、毎学年の修了後、市立の小学校又は中学校の全課程を修了した者の氏名を全課程修了者通知書（第14号様式）により、委員会に通知しなければならない。

(指導要録の作成及び様式)

第17条 学校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が進学したときは、当該学齢児童又は学齢生徒の指導要録の抄本又は写し作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

2 市立の小学校又は中学校の指導要録及びその抄本の様式は、小学校については第15号様式、中学校については第16号様式とする。

(出席簿の様式)

第18条 市立の小学校又は中学校の出席簿の様式は、小学校については第17号様式、中学校については第18号様式とする。

(卒業証書の様式)

第19条 市立の小学校又は中学校の卒業証書の様式は、第19号様式とする。

(委任)

第20条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則 (令和2年 月 日教委規則第 号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

小 学 校 通 学 区 域

学 校 名	通 学 区 域
海老名小学校	中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 国分南一丁目 国分南二丁目1番から15番まで、17番から51番まで 国分南三丁目

	<p>国分南四丁目</p> <p>国分北一丁目 1 番</p> <p>望地一丁目望地二丁目</p> <p>勝瀬 1 番から10番まで、83番地から197番地まで、 200番地から235番地まで</p> <p>国分寺台 1 丁目 2 番の一部、 3 番の一部</p> <p>大谷65番地から69番地まで</p> <p>河原口1356番地から1360番地まで、1364番地から 1387番地まで、1510番地から1605番地まで</p>
柏ヶ谷小学校	<p>柏ヶ谷555番地から594番地まで、609番地から696番 地まで、706番地から713番地まで、856番地から1000 番地まで、1032番地から1150番地まで</p> <p>東柏ヶ谷一丁目</p> <p>東柏ヶ谷二丁目</p> <p>東柏ヶ谷三丁目</p> <p>上今泉六丁目40番から46番まで、52番から59番まで</p>
有鹿小学校	<p>河原口一丁目 1 番から25番まで、27番</p> <p>河原口二丁目</p> <p>河原口三丁目</p> <p>河原口四丁目</p> <p>河原口五丁目</p> <p>河原口872番地、929番地から981番地まで、987番地 から1029番地まで、1334番地から1355番地まで、 2499番地、2548番地</p> <p>上郷一丁目</p> <p>上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地</p>

	<p>まで、790番地から878番地まで、937番地から951番地まで</p> <p>めぐみ町1番、6番、7番</p>
有馬小学校	<p>杉久保北五丁目20番から22番まで</p> <p>杉久保南一丁目1番から14番まで、24番から26番まで</p> <p>杉久保南三丁目</p> <p>杉久保南四丁目</p> <p>杉久保南五丁目</p> <p>杉久保48番地から52番地まで、54番地から57番地まで</p> <p>本郷</p> <p>上河内1番地から32番地まで、100番地から126番地まで、</p> <p>211番地から1093番地まで</p> <p>中河内97番地から350番地まで、409番地から509番地まで、577番地から635番地まで、701番地から703番地まで、711番地から721番地まで、726番地、729番地、795番地から1828番地まで</p>
大谷小学校	<p>大谷北一丁目</p> <p>大谷北二丁目</p> <p>大谷北三丁目</p> <p>大谷北四丁目1番から16番まで</p> <p>大谷南一丁目1番から4番まで</p> <p>大谷南二丁目1番から14番まで</p> <p>大谷南三丁目1番から3番まで</p>

	<p>大谷 1 番地から 4 番地まで、30 番地から 35 番地まで、59 番地から 64 番地まで、234 番地から 364 番地まで</p> <p>浜田町</p> <p>国分寺台 1 丁目 1 番、2 番の一部、3 番の一部、4 番から 21 番まで</p> <p>国分寺台 2 丁目</p> <p>国分寺台 3 丁目</p>
<p>上星小学校</p>	<p>国分北二丁目 8 番から 23 番まで</p> <p>上今泉一丁目</p> <p>上今泉二丁目</p> <p>上今泉三丁目</p> <p>上今泉四丁目</p> <p>上今泉五丁目</p> <p>上今泉六丁目 20 番から 39 番まで、47 番から 51 番まで</p>
<p>中新田小学校</p>	<p>中新田一丁目</p> <p>中新田二丁目</p> <p>中新田三丁目</p> <p>中新田四丁目</p> <p>中新田五丁目</p> <p>中新田 376 番地から 540 番地まで</p> <p>河原口一丁目 26 番</p> <p>河原口 1304 番地から 1310 番地まで、1313 番地から 1333 番地まで、1361 番地から 1363 番地まで</p> <p>さつき町</p> <p>大谷 586 番地の一部、大谷 587 番地から 817 番地まで</p> <p>勝瀬 198 番地、199 番地、236 番地から 249 番地まで</p>

門沢橋小学校	<p>中野</p> <p>中野一丁目</p> <p>中野二丁目</p> <p>中野三丁目</p> <p>門沢橋</p> <p>門沢橋一丁目</p> <p>門沢橋二丁目</p> <p>門沢橋三丁目</p> <p>門沢橋四丁目</p> <p>門沢橋五丁目</p> <p>門沢橋六丁目</p>
東柏ヶ谷小学校	<p>東柏ヶ谷四丁目</p> <p>東柏ヶ谷五丁目</p> <p>東柏ヶ谷六丁目</p>
社家小学校	<p>社家</p> <p>今里</p> <p>今里一丁目</p> <p>今里二丁目</p> <p>今里三丁目</p> <p>上河内33番地から99番地まで、127番地から210番地まで</p> <p>中河内9番地から96番地まで、351番地から408番地まで、</p> <p>510番地から576番地まで、636番地から700番地まで、704番地から710番地まで、722番地から725番地まで、727番地、728番地、730番地から794番地まで</p>

杉久保小学校	<p>大谷北四丁目17番から21番まで</p> <p>大谷南一丁目 5番から11番まで</p> <p>大谷南二丁目15番から24番まで</p> <p>大谷南三丁目 4番から29番まで</p> <p>大谷南四丁目</p> <p>大谷南五丁目</p> <p>大谷402番地から437番地まで、462番地から495番地まで、512番地から526番地まで、545番地から564番地まで、576番地から585番地まで、586番地の一部</p> <p>国分寺台 4丁目</p> <p>国分寺台 5丁目</p> <p>杉久保北一丁目</p> <p>杉久保北二丁目</p> <p>杉久保北三丁目</p> <p>杉久保北四丁目</p> <p>杉久保北五丁目 1番から19番まで、23番から30番まで</p> <p>杉久保南一丁目15番から23番まで、27番から30番まで</p> <p>杉久保南二丁目</p> <p>杉久保 1番地から32番地まで、35番地から47番地まで、61番地から88番地まで、472番地から535番地まで</p>
今泉小学校	<p>国分北一丁目 2番から41番まで</p> <p>国分北二丁目 1番から 7番まで</p> <p>上郷二丁目</p>

	<p>上郷三丁目</p> <p>上郷四丁目</p> <p>扇町</p> <p>めぐみ町2番から5番まで</p> <p>下今泉一丁目</p> <p>下今泉二丁目</p> <p>下今泉三丁目</p> <p>下今泉四丁目</p> <p>下今泉五丁目</p> <p>上今泉1633番地から2044番地まで</p> <p>泉一丁目</p> <p>泉二丁目</p>
杉本小学校	<p>国分南二丁目16番</p> <p>国分北三丁目</p> <p>国分北四丁目</p> <p>上今泉六丁目1番から19番まで</p> <p>柏ヶ谷1番地から553番地まで、600番地から608番地まで、700番地から705番地まで、719番地から819番地まで</p>

中 学 校 通 学 区 域

学 校 名	通 学 区 域
海老名中学校	<p>海老名小学校通学区域</p> <p>国分南二丁目16番</p> <p>国分北一丁目2番</p> <p>国分北二丁目</p> <p>国分北三丁目1番から14番まで、23番、24番の一部</p>

	、25番から39番まで 国分北四丁目17番
有馬中学校	有馬小学校通学区域 門沢橋小学校通学区域 社家小学校通学区域
海西中学校	有鹿小学校通学区域 中新田小学校通学区域 上郷一丁目 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地 まで、790番地から878番地まで、937番地から951番 地まで 下今泉一丁目18番から27番まで めぐみ町1番、6番、7番
柏ヶ谷中学校	柏ヶ谷小学校通学区域 東柏ヶ谷小学校通学区域 国分北三丁目15番から22番まで、24番の一部 国分北四丁目1番から16番まで 上今泉六丁目 柏ヶ谷1番地から1150番地まで
大谷中学校	大谷小学校通学区域 杉久保小学校通学区域
今泉中学校	国分北一丁目3番から41番まで 下今泉一丁目1番から17番まで 下今泉二丁目

	下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 上今泉一丁目 上今泉二丁目 上今泉三丁目 上今泉四丁目 上今泉五丁目 上今泉1633番地から2044番地まで 上郷四丁目 扇町 めぐみ町2番から5番まで 泉一丁目 泉二丁目
--	--

備考 街区番号の一部として指定したものにあっては、別に教育委員会が定める。

別表第2（第4条関係）

< 特例 > 入学時選択可能小学校とその通学区域

通学区域	選択可能小学校
国分北一丁目2番から41番まで	上星小学校 今泉小学校
東柏ケ谷一丁目21番から29番まで 東柏ケ谷二丁目2番から41番まで 東柏ケ谷三丁目	柏ケ谷小学校 今泉小学校
今里630番地から674番地まで	中新田小学校

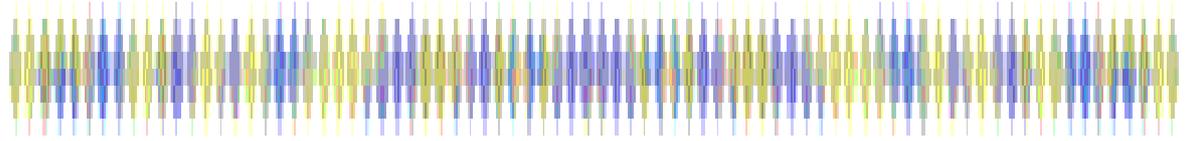
今里一丁目 今里二丁目 1 番から 8 番まで 今里三丁目 1 番から 15 番まで	社家小学校
上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 下今泉一丁目 18 番から 27 番まで	有鹿小学校 今泉小学校
河原口五丁目 河原口 872 番地、929 番地から 981 番地まで、987 番地から 1029 番地まで、1334 番地から 1355 番地まで	有鹿小学校 中新田小学校

別表第 3（第 4 条関係）

< 特例 > 入学時選択可能中学校とその小学校通学区域

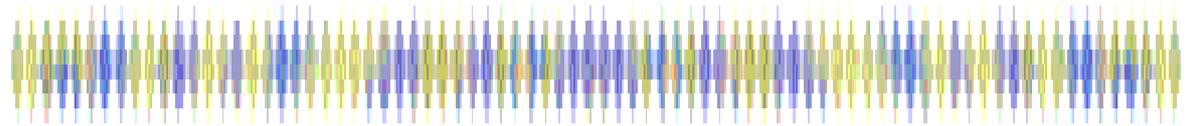
小学校名	通学区域	選択可能中学校
上星小学校	国分北二丁目 8 番から 23 番まで	海老名中学校 今泉中学校
	上今泉六丁目 20 番から 39 番まで、47 番から 51 番まで	柏ヶ谷中学校 今泉中学校
社家小学校	今里 630 番地から 674 番地まで 今里一丁目 今里二丁目 1 番から 8 番まで 今里三丁目 1 番から 15 番まで	有馬中学校 海西中学校
今泉小学校	国分北一丁目 2 番	海老名中学校
	国分北二丁目 1 番から 7 番まで	今泉中学校

	上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 下今泉一丁目18番から27番まで	海西中学校 今泉中学校
杉本小学校	国分北三丁目1番から14番まで、23番、 25番から39番まで 国分北四丁目17番	海老名中学校 柏ヶ谷中学校



令和2年度（令和元年度対象）

教育委員会事務の点検・評価報告書



令和2年 10月

海老名市教育委員会

目次

■ はじめに	1
1 本市の教育理念	
2 点検・評価の位置づけ	
3 点検・評価の対象	
4 点検・評価の方法	
■ 点検・評価	3
○豊かな心を育む文化の薫るまちづくり	5
○元気な「えびなっ子」を育むまちづくり	7
○ひびきあう教育の実現	8
■ 資料等	15
教育委員会の活動状況	17
海老名市第四次総合計画（後期基本計画）	
実施計画事業一覧	27
海老名市教育大綱	31
関係法令等	33

はじめに

1 海老名市の教育理念

海老名市教育委員会では、21世紀の教育理念を『ひびきあう教育』とし、子どもたちに必要な力「生きる力」をはぐくむ教育を推進しています。子どもと大人、子どもと教師、また学校・家庭・地域社会が連携してそれぞれの役割を果たし、知・徳・体のバランスの取れた健やかな子どもたちを育成することを目指し、具体的な施策・事業を市の総合計画（実施計画）に位置付けて、ひびきあう教育の推進に取り組んでいます。

平成26年3月には、ひびきあう教育の理念を実現するための具体的方策として「えびなっ子しあわせプラン」を策定しました。平成30年度からの3年間を第2期として、「授業改善」「新たな教育課程の編成」「小中一貫教育コミュニティ・スクールの推進」の3つの取り組みを重点に掲げ、推進しています。

また、平成31年4月には、海老名市の教育、学術および文化振興に関する総合的施策として、「海老名市教育大綱」を策定しました。大綱では、「しあわせをはぐくむ教育」のまち海老名を目標とし、「えびなっ子しあわせプランの推進」「子どもと大人がともに学ぶ生涯学習の充実」「新たな学校施設への取り組みと子育て環境の充実」を教育施策の3つの柱に位置づけ、各種事業を進めていきます。

2 点検・評価の位置づけ

海老名市教育委員会は、実施計画に位置付けられた施策・事業を対象として、透明性や客観性を確保するための外部評価を含めた行政評価（事務事業評価）を行い、効果的・効率的な行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、その内容をホームページ等でお知らせしてまいりました。

こうした中、平成19年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成20年4月施行）により、教育委員会は、毎年、その教育行政事務の執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないとされました。

このことから、海老名市教育委員会では法の趣旨に則り、教育委員会自らが、教育行政の取り組みに対する自己点検・評価を行い、報告書としてまとめ公表してまいります。

3 点検・評価の対象

令和元年度の海老名市第四次総合計画実施計画に位置付けた施策・事業で、教育委員会で実施した3政策9施策38事業のうち、前年度に点検・評価が未実施であり、その中で今年度点検・評価を行うことで次年度以降、より効果的・効率的な事業実施に繋がると捉える10事業を重点事業として、点検・評価の対象としました。

（巻末「海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画事業一覧」参照）

4 点検・評価の方法

- (1) 点検・評価にあたっては、各事業について、その目的や令和元年度の実績内容等
を示し、その結果及び課題・今後の方向性を踏まえて、所管課としての評価を記載
しました。
- (2) 点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方々等のご意
見をお聞きする機会を設け、様々なご意見、ご助言をいただきました。
- (3) 上記を踏まえて、各事業について、教育委員会としての評価を記載しました。

※ 海老名市の教育理念である「ひびきあう教育」の推進並びにその具体的な方策
である「えびなっ子しあわせプラン」の実現に向けて、教育関係者、学識研究者
等の方々から広く意見を聴き、教育行政に反映させるために設置した海老名市え
びなっ子しあわせ懇談会委員の皆様にご意見をいただきました。

<海老名市えびなっ子しあわせ懇談会委員>

(五十音順、敬称略)

委員	備考
小田島 恵子	元海老名市立中学校PTA会長
掛川 忠良	学識経験者
高村 恵	元海老名市立中学校長
武井 哲也	元海老名市立中学校PTA会長
横田 淳子	元海老名市立小学校教頭

各事業の評価について

各事業について、「担当部課の評価」「外部知見の活用」「教育委員会の評価」のそ
れぞれにおいて、「A」「B」「C」の3段階での評価を行い、今後の方向性につい
ても示しております。

あわせて、課題等を踏まえた上で、それぞれコメントを記載しております。
なお、3段階の評価の目安及び今後の方向性については以下のとおりです。

(評価の目安)

- A . . . 計画・期待を上回る成果が表れている。
- B . . . 計画・期待どおりの成果が表れている。
- C . . . 計画・期待した成果が表れていない。

(今後の方向性)

見直し拡大、現状継続、見直し継続、見直し縮小

点検・評価

点検・評価の対象施策・事業

○豊かな心を育む文化の薫るまちづくり

1 生涯学習の推進

- (1) 市民講座の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 学び支援課

2 文化財の保護と活用

- (1) 文化財の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 教育総務課

○元気な「えびなっ子」を育むまちづくり

3 青少年の健全育成

- (1) 教育支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 教育支援課

○ひびきあう教育の実現

4 ひびきあう教育の推進

- (1) 社会教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 学び支援課

5 教育環境の充実

- (1) 部活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 教育支援課

- (2) プログラミング教育推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 教育支援課

6 学校施設の充実

- (1) きれいで居心地のよい学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 教育総務課

- (2) 地場産物品の学校給食への活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 就学支援課

7 教育支援体制の充実

- (1) 奨学金の給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 就学支援課

- (2) 教育支援教室の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 教育支援課

政策	豊かな心を育む文化の薫るまちづくり
施策	生涯学習の推進

PLAN (目的・計画)	事業名	市民講座の開催	担当課	学び支援課
	目的	学びの場・交流の場として講座を開催し、社会教育の充実を図ります。		
	事業概要	様々な分野から、1年間に6つのテーマを設定し、深い学びの場、交流の場を作るため、1テーマにつき3回に分けて講座を開催する。 なお、各テーマは以下の3つの視点により分類する。 ①歴史、文学の視点 ②高等教育の視点 ③小・中学生育成の視点		

DO (実行)	令和元年度の取組内容																																																																																			
	<視点>	<テーマ>	<定員>	<申込者数>	<応募率>	<満足度>																																																																														
	①	第1回「源氏物語講座～セリフで読む若紫巻～」	60名	60名	100%	94%																																																																														
	①	第2回「古事記の神話を読む」	60名	60名	100%	87%																																																																														
②	第3回「民法を学ぶ～私たちの暮らしと契約II～」	60名	35名	58%	80%																																																																															
②	第4回「太陽系惑星科学の最新像」	40名	36名	90%	95%																																																																															
③	第5回 科学講座「生命科学にチャレンジ」	90名	82名	91%	91%																																																																															
①	第6回「隣町と海老名～歴史と民俗～」	60名	57名	95%	92%																																																																															
申込者総数は330名、定員総数に対する申込者の割合(平均応募率)は89%でした。また、科学講座の参加者は、小学校高学年及び中学生が対象でしたが、多くの保護者の方が参観されました。																																																																																				
▼年間スケジュール			▼科学講座の様子																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>講座テーマ</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>1</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市民講座 まなBINA</td> <td>源氏物語講座 全3回火曜日開催</td> <td>①14</td> <td>②11</td> <td>③9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>古事記の神話を読む 全3回月曜日開催</td> <td></td> <td>①17 ②24</td> <td>③1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民法を学ぶ 全3回金曜日開催</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①6②19 ③20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>太陽系惑星科学 全3回土曜日開催</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①5②19 ③26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生命科学にチャレンジ 全3回土曜日開催</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①30</td> <td>②7③14</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>隣町と海老名 全3回木曜日開催</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①6②13 ③20</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						事業名	講座テーマ	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	市民講座 まなBINA	源氏物語講座 全3回火曜日開催	①14	②11	③9								古事記の神話を読む 全3回月曜日開催		①17 ②24	③1								民法を学ぶ 全3回金曜日開催					①6②19 ③20						太陽系惑星科学 全3回土曜日開催						①5②19 ③26					生命科学にチャレンジ 全3回土曜日開催						①30	②7③14				隣町と海老名 全3回木曜日開催									①6②13 ③20	
事業名	講座テーマ	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2																																																																									
市民講座 まなBINA	源氏物語講座 全3回火曜日開催	①14	②11	③9																																																																																
	古事記の神話を読む 全3回月曜日開催		①17 ②24	③1																																																																																
	民法を学ぶ 全3回金曜日開催					①6②19 ③20																																																																														
	太陽系惑星科学 全3回土曜日開催						①5②19 ③26																																																																													
	生命科学にチャレンジ 全3回土曜日開催						①30	②7③14																																																																												
	隣町と海老名 全3回木曜日開催									①6②13 ③20																																																																										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">担当課</td> <td>評価</td> <td rowspan="2">各回で参加者へのアンケート調査を実施し、その結果高い満足度をいただくことができました。「①歴史、文学の視点」、「②高等教育の視点」、「③小・中学生育成の視点」と、それぞれ異なった視点から講座を展開したことで、有意義な学びの場を提供することができ、社会教育の充実が図れました。このため、本事業は次年度以降も、現状の質を維持し、継続していきたいと考えます。 ○進捗状況・達成度：計画どおり</td> <td>今後の方向性</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>現状継続</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部知見</td> <td>評価</td> <td rowspan="2">視点を分けて講座を企画することで、幅広い年齢の方に学びの場を提供することができたと考えます。また、応募率、満足度がともに高い水準にあるため、生涯学習に繋がる事業展開ができたとと言えます。一方で、テーマから中身が想像できないものや、視点到曖昧さを感じるものもあるため、受講生の関心が高まり、興味が持てるようなテーマや視点を設定する等、適宜見直しを図ることが必要と考えます。市民の意識啓発に繋がる学習機会となっているか、社会教育の目的に適っているか、関心が高く市民が必要を感じている企画か等を意識しながら、事業を推進されるよう望みます。</td> <td>今後の方向性</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>見直し継続</td> </tr> <tr> <td colspan="4">教育委員会の総括</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>評価</td> <td rowspan="2">3つの視点それぞれで質の高い講義が開催され、幅広い学習の機会を提供できたと考えます。参加者からの評価も高く、市民の関心が高まってきているように感じます。市民が興味、関心を持つテーマの設定を基本として、幅広い視点、先進的な視点を併せ持つような講座も検討し、市民講座が生涯学習の場となるよう期待します。また、子ども向けの講座は夏休み期間中に開催するなど、開催時期等についても見直しを図りながら、継続した事業実施を望みます。</td> <td>今後の方向性</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>見直し継続</td> </tr> </table>						担当課	評価	各回で参加者へのアンケート調査を実施し、その結果高い満足度をいただくことができました。「①歴史、文学の視点」、「②高等教育の視点」、「③小・中学生育成の視点」と、それぞれ異なった視点から講座を展開したことで、有意義な学びの場を提供することができ、社会教育の充実が図れました。このため、本事業は次年度以降も、現状の質を維持し、継続していきたいと考えます。 ○進捗状況・達成度：計画どおり	今後の方向性	B	現状継続	外部知見	評価	視点を分けて講座を企画することで、幅広い年齢の方に学びの場を提供することができたと考えます。また、応募率、満足度がともに高い水準にあるため、生涯学習に繋がる事業展開ができたとと言えます。一方で、テーマから中身が想像できないものや、視点到曖昧さを感じるものもあるため、受講生の関心が高まり、興味が持てるようなテーマや視点を設定する等、適宜見直しを図ることが必要と考えます。市民の意識啓発に繋がる学習機会となっているか、社会教育の目的に適っているか、関心が高く市民が必要を感じている企画か等を意識しながら、事業を推進されるよう望みます。	今後の方向性	B	見直し継続	教育委員会の総括				教育委員会	評価	3つの視点それぞれで質の高い講義が開催され、幅広い学習の機会を提供できたと考えます。参加者からの評価も高く、市民の関心が高まってきているように感じます。市民が興味、関心を持つテーマの設定を基本として、幅広い視点、先進的な視点を併せ持つような講座も検討し、市民講座が生涯学習の場となるよう期待します。また、子ども向けの講座は夏休み期間中に開催するなど、開催時期等についても見直しを図りながら、継続した事業実施を望みます。	今後の方向性	B	見直し継続																																																									
担当課	評価	各回で参加者へのアンケート調査を実施し、その結果高い満足度をいただくことができました。「①歴史、文学の視点」、「②高等教育の視点」、「③小・中学生育成の視点」と、それぞれ異なった視点から講座を展開したことで、有意義な学びの場を提供することができ、社会教育の充実が図れました。このため、本事業は次年度以降も、現状の質を維持し、継続していきたいと考えます。 ○進捗状況・達成度：計画どおり	今後の方向性																																																																																	
	B		現状継続																																																																																	
外部知見	評価	視点を分けて講座を企画することで、幅広い年齢の方に学びの場を提供することができたと考えます。また、応募率、満足度がともに高い水準にあるため、生涯学習に繋がる事業展開ができたとと言えます。一方で、テーマから中身が想像できないものや、視点到曖昧さを感じるものもあるため、受講生の関心が高まり、興味が持てるようなテーマや視点を設定する等、適宜見直しを図ることが必要と考えます。市民の意識啓発に繋がる学習機会となっているか、社会教育の目的に適っているか、関心が高く市民が必要を感じている企画か等を意識しながら、事業を推進されるよう望みます。	今後の方向性																																																																																	
	B		見直し継続																																																																																	
教育委員会の総括																																																																																				
教育委員会	評価	3つの視点それぞれで質の高い講義が開催され、幅広い学習の機会を提供できたと考えます。参加者からの評価も高く、市民の関心が高まってきているように感じます。市民が興味、関心を持つテーマの設定を基本として、幅広い視点、先進的な視点を併せ持つような講座も検討し、市民講座が生涯学習の場となるよう期待します。また、子ども向けの講座は夏休み期間中に開催するなど、開催時期等についても見直しを図りながら、継続した事業実施を望みます。	今後の方向性																																																																																	
	B		見直し継続																																																																																	

CHECK (評価)	担当課・外部知見の評価		
	担当課	外部知見	教育委員会
ACT (改善)	次年度の取組に向けた見直し・工夫		
	3つの視点は維持しつつ、受講する方の関心が高まり、興味がもてるようなテーマ設定を基本とし、さらに先進的な内容を取り入れるなど、幅広く受講者のニーズにも応えるような講座を構成してまいります。また、開催時期についても、できるだけ受講者が参加しやすい期間での設定を検討いたします。市民講座は、市民の生涯学習の一翼を担っているため、今後も学びの場、交流の場を提供するという使命感をもって事業を推進します。		

政策	豊かな心を育む文化の薫るまちづくり
施策	文化財の保護と活用

PLAN (目的・計画)	事業名	文化財の保護	担当課	教育総務課	
	目的	海老名の歴史遺産を保護し、後世へ引継ぎます。			
DO (実行)	事業概要	①文化財保護条例改正に伴う関連要綱等整備 ②文化財保護審議会会議、部会（相模国分寺保存活用部会）を開催 ③県指定天然記念物海老名の大櫓保存修理 ④指定・登録候補文化財の調査			
	令和元年度の取組内容				
CHECK (評価)	1 文化財保護条例改正（H31.4）に伴う関連要綱等整備				
	(1) 市指定重要文化財の指定及び市登録文化財の登録の基準の改正 (2) 市指定重要無形文化財、市指定重要無形民俗文化財、市登録無形文化財及び市登録無形民俗文化財の保持者並びに保持団体の認定基準の制定 (3) 海老名市埋蔵文化財発掘調査実施要綱の制定 ※その他、市立郷土資料館施行規則、市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の改正				
	2 文化財保護審議会会議、部会（相模国分寺保存活用部会）を開催				
	(1) 文化財保護審議会 R1.7.8 海老名市指定重要文化財及び市登録文化財の基準について等 (2) 相模国分寺跡保存活用部会 R2.1.31 史跡相模国分寺跡保存活用計画、伽藍東側地区の確認調査について				
3 県指定天然記念物海老名の大櫓保存修理					
樹冠軽減のための剪定と落枝防止のワイヤー支柱交換					
4 指定・登録候補文化財の調査					
登録文化財候補の古民家について調査実施					
担当課・外部知見の評価					
担当課	評価	平成31年4月改正文化財保護条例の施行に伴い、文化財保護にかかる、例規の整備を行うことができました。海老名に残る貴重な歴史遺産を後世へ引き継ぐための基礎を固めることができましたと考えます。		今後の方向性	
	B	基礎的な調査なしに文化財の保護を行うことはできないため、指定や登録に向けた調査を引き続き行ってまいります。また、指定した文化財についても、後世に引き継ぐため、所有者とともに修繕等、必要な措置を講じます。		現状継続	
○進捗状況・達成度：計画どおり					
外部知見	評価	地域で受け継がれてきた文化財を保護するため、例規を見直し、整備したことにより、市として将来へ文化財を継承していくための道筋をつけられたと評価します。文化財は機会を逃すと散逸してしまうことも多いので、例規的裏付けのもと、今後も海老名の歴史遺産を確実に保護し後世へ引き継ぐことを期待します。また、市民をはじめとした多くの人へ文化財の重要性を周知することや、指定後の維持・活用も重要であるため、人的配置の充実を検討し、事業を継続されるよう望みます。		今後の方向性	
	B			現状継続	
教育委員会の総括					
教育委員会	評価	文化財保護条例改正に伴う関連例規の整備は、海老名の歴史遺産を保護するための大きな一歩になったと考えます。文化財保護事業は、市の文化財を後世に保存できるよう、基礎的な調査を継続し維持管理することが重要です。また、所有者との関係も良好に保つため、事業実施の意義や効果を十分に説明し、協力を求めることも必要と考えます。今後さらなる周知により各地域で関心を深め、さまざまな文化財を保護していくことができる事業となるよう期待します。		今後の方向性	
	B			現状継続	
ACT (改善)	次年度の取組に向けた見直し・工夫				
	文化財保護条例の改正及び関連例規の整備により、市域の歴史遺産を保護するための仕組みについて、より実効性の高いものとなったことから、今後は有形文化財、無形文化財、無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物の指定・登録候補を選定し、リスト化を進め、指定や登録を進めてまいります。また指定や登録を行った文化財については、所有者やボランティア等とも連携し、後世に残すための必要な措置を講じてまいります。				



▲海老名の大櫓の剪定作業



▲登録文化財に向け調査を行った上郷の古民家

政策	元気な「えびなっ子」を育むまちづくり
施策	青少年の健全育成

PLAN (目的・計画)	事業名	教育支援体制の充実	担当課	教育支援課
	目的	相談機能を充実させるとともに、児童生徒及び保護者や教職員に対して、適切な支援が行える体制の充実を図ります。子どもたちが安心して通える学校づくりを行うため、学校や保護者、関係機関との連携を図ります。また、青少年の非行防止・健全育成に努めます。		
	事業概要	①電話・来所相談（相談員9名） ②心理判定（支援教育判定員1名） ③反社会的問題行動に対する相談（学校サポートコーディネーター1名） ④家庭訪問相談（スクールソーシャルワーカー1名） ⑤学区街頭補導		

令和元年度の取組内容

相談内容	令和元年度 業務別相談数																		
	教育相談ケース		電話相談		SSWケース		学校サポートコーディネーター		心理判定員		未就学児就学相談		就学相談 FU		連携（教育相談）		連携（SSW）		
	総数	件数	総数	件数	総数	件数	総数	件数	総数	件数	総数	件数	総数	件数	総数	件数	総数	件数	
虞犯不良行為	1	1	1	1			124	15											
神経精神（発達）	52	9	26	26	7	4			88	70					17	16	26	10	
家庭内暴力					1	1	25	3									9	2	
家族関係	99	11	47	27	121	34	11	3							37	15	286	86	
いじめ			7	6											4	3			
不登校	473	61	52	52	108	30									89	46	204	46	
学業・進路・進学	1	1	13	13					2	2	192	143	26	26	6	6			
学校生活	44	9	17	17	0	0									34	10	11	5	
その他			2	2	1	1	1	1										8	6
合計	670	92	165	144	238	70	161	22	90	72	192	143	26	26	187	96	544	155	

- 【全体の相談の総数…2,273件】
- ① 全体の件数が、平成30年度（1,932件）から大幅に増加している。これは、市の教育相談のニーズの増加の表れと捉え、心理担当の相談員を1名増員した。
 - ② 保護者のニーズに対応するため、相談が集中する期間の割り振りを工夫した。
 - ③ 学校教職員、中学校スクールカウンセラー、教育支援教室の指導員との連携を密にとり、情報共有しながら児童生徒への支援に当たった。
 - ④ スクールソーシャルワーカー（SSW）については、平成30年度は件数が30件であり、倍増した。全19校へのSSWの月1回の定期訪問により、その効果的な活用について浸透した結果と考える。

担当課・外部知見の評価

担当課	評価	市の教育相談のニーズの高まりに対応できるよう、人員体制の見直しを図りました。また、学校を始めとする関係機関との連携をスムーズにつなぐよう、相談体制の整備等を行いました。結果として、相談件数が増加しており、教育支援体制の充実が図れたと考えます。近年、貧困の問題や不適切な養育、不安定な家庭環境など、家庭に関する課題も多くみられるようになっており、これらの課題が不登校等への要因にもなっているため、今後も継続して事業に取り組んでまいります。	今後の方向性
	B	○進捗状況・達成度：計画どおり	現状継続

外部知見	評価	教育相談に対しては、初期対応が重要であり、チームとして支援できる体制の整備や、教育委員会と学校との情報共有、協議がスムーズに行われています。相談件数の増加は、子どもたちを取り巻く社会や家庭の環境の変化に起因すると思われるが、それだけ相談を受け付けることができる裏付けにもなっていると考えます。昨今の社会情勢を鑑みれば、今後も増加傾向は続くと考えますので、取り組みを継続し、教育相談のニーズの把握、関係機関との綿密な連携等、より良い支援の提供と支援体制の充実を望みます。また、1件1件の対応の中で見逃し等をしないためにも、更なる人的配置も必要であると考えます。	今後の方向性
	B		見直し拡大

教育委員会の総括

教育委員会	評価	教育相談が年々増加する中、教育支援教室の役割は非常に大きく、相談員の増員、体制の整備等が図られたことは評価できます。また、現在取り組んでいるセミナー等により教職員、保護者への理解が進んでいることも大きな成果と考えます。今後も関係機関との連携をこれまで以上に密にし、問題の全体像を把握すること、相談体制について学校からの意見をよく聞くことで、きめ細やかな相談と児童・生徒一人一人の支援が適切に行われるよう、事業の見直し拡大を望みます。	今後の方向性
	B		見直し拡大

次年度の取組に向けた見直し・工夫

20歳までの相談支援として、市の相談ニーズに対応すべく、今後も各関係機関との連携を行ってまいります。また、就学相談のさらなる充実を図るため、言語に関するアセスメントを、就学前相談の際に実施できるような環境整備を検討します。さらに、各学校のいじめや不登校等の事案に対して、その未然防止や初期対応等のため、専門家を配した支援チームの創設に向けて、検討してまいります。

政策	ひびきあう教育の実現
施策	ひびきあう教育の推進

PLAN (目的・計画)	事業名	社会教育の推進	担当課	学び支援課
	目的	学校の教育課程として行われる教育活動以外の社会における教育を組織的に行うことで、学校、家庭とともに総合的な教育を推進します。		
	事業概要	①幼稚園、小中学校家庭教育学級の開催 ②PTA研修等の実施 ③大山ハイキング事業の実施		

DO (実行)	令和元年度の取組内容			
	1	幼稚園、小中学校家庭教育学級の開催 家庭教育学級は、保護者が家庭教育の在り方や、学校教育及び地域や社会の今日的課題等について学び、親としての資質向上を図る場である。令和元年度は身体を使うヨガや体操などの趣味をつくる講座、スマホの利点や危険性、親のかかわり方など、親として子どもへの対応が学べる講座などを多く実施した。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【幼稚園(7園)】実施回数：15回 延べ参加人数：648名 【小学校(13校)】実施回数：26回 延べ参加人数：708名 【中学校(6校)】実施回数：12回 延べ参加人数：313名</p> </div>		
	2	PTA研修等の実施 PTAとは子どもの健やかな成長を図るために保護者と教職員で構成される団体である。活動の一環としてPTA活動の運営に関する研修や保護者同士が交流を図る研修などを行った。 <ul style="list-style-type: none"> (1) PTA等広報編集研修会 参加人数：81名 (2) 家庭教育学級運営研修会 参加人数：107名 (3) PTA指導者研修会 参加人数：243名 (4) 家庭と地域の教育を考えるつどい 参加人数：125名 		



▲家庭と地域の教育を考えるつどいの様子

CHECK (評価)	担当課・外部知見の評価			
	担当課	評価	家庭教育学級では、PTA担当者が参加者のニーズを考え、座学講座や工作、体操等多岐の内容を企画運営し、参加者の知識や学習意欲が高められました。PTA研修では、各研修会ごとに保護者同士の活発な情報交換が見られ、広報誌の内容の充実やPTA負担軽減等の工夫など、学んだことが各校PTA事業に活かされました。大山ハイキングは、「海老名こどもの年事業」として平成27年度に単年度完結事業として実施しましたが、希望者が多かったため例年実施してきました。しかし、参加人数に限りがあることと、参加者の固定化が顕著になってきたため、令和元年度にて事業完了としました。	今後の方向性
		B	○進捗状況・達成度：計画通り	見直し継続
	外部知見	評価	家庭教育学級やPTA研修等に対しては、参加への抵抗感や、見直すべきだという風潮があります。しかし、多くの保護者が参加し、学校教育や地域の在り方や今日的課題等を学ぶことは、現在のみならず子どもの将来に結びつくものであり、保護者に対する社会教育の必要性は高いと考えます。どのような活動が必要かを改めて考え、活動それぞれの目的を整理することで参加者の負担軽減を図り、保護者と教職員が一体となって子どもたちの健やかな成長を支えることができるよう、見直しながらの事業展開を望みます。	今後の方向性
		B		見直し継続
	教育委員会の総括			
教育委員会	評価	PTA活動が意欲的に行われ、研修会等が有効と考えられる一方で、家庭教育学級は参加者が減少しているため、参加しやすくなるような工夫が必要です。また、ICT教育の導入等で教育環境は大きく変化していることから、保護者が現在の学校教育を体験し、その状況を共通認識として持てるような研修の設定も必要だと考えます。保護者が子どもとともに成長し、子どもの深い学びに繋がれるよう、事業の見直し継続を望みます。	今後の方向性	
	B		見直し継続	

ACT (改善)	次年度の取組に向けた見直し・工夫			
	近年の家庭教育学級では、工作や体操などの体験講座が多く見られる傾向にあり、保護者のニーズが「楽しさ」に表れていると考えます。しかし、食育や子どもの褒め方、携帯電話の利点・危険性など、よりよい子育てにつながる講座など、座学のニーズも一定数見られます。今後は、保護者のニーズを汲み取りつつ、子どもたちが学んでいるICTやプログラミング教育など、保護者自身も体験できる講座を準備してまいります。PTA研修については、研修の目的を整理し、内容を工夫することで、会員のさらなる負担軽減を図りながら、参加する意義のあるものを提供できるよう改善を図ります。			

政策	ひびきあう教育の実現
施策	教育環境の充実

PLAN (目的・計画)	事業名	部活動の充実	担当課	教育支援課
	目的	生徒の心身の発達に重要な役割を担う、部活動の充実を図ります。また、地域との交流を図り、地域活動の活性化に貢献します。		
	事業概要	①部活動への外部指導者の派遣（部活動指導員、部活動支援員） ②地域活動推進に協力する部への報償金および部活動充実支援交付金の交付 ③整形外科医、トレーナーの派遣 ④海老名市部活動推進協議会の実施		

DO (実行)	令和元年度の取組内容			
	1	部活動への外部指導者の派遣 (1) 中学校6校に、部活動指導員15名、部活動支援員38名を派遣した。 (2) 部活動指導員は、顧問と同じ役割を担い、部活動支援員は、生徒に専門技術の指導を行った。		<p>▲部活動リーフレット</p>
	2	地域活動推進に協力する部への報償金及び部活動充実支援交付金の交付 (1) 吹奏楽部や合唱部を中心に、年間で30件の報償金を支出した。 (2) 各学校の部活動所属人数に応じて充実支援交付金を交付した。		
	3	整形外科医、トレーナーの派遣 整形外科医、トレーナーを派遣（一部の中学校は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施）し、成長期のスポーツ障害についての講義や身体の使い方について講習を行った。		
4	海老名市部活動推進協議会の開催 (1) 部活動についての課題を、教員、保護者代表、医師を交えて協議した。 (2) 部活動方針の一部改訂を行った。 (3) 生徒及び保護者へ部活動リーフレットを配布し、周知を行った。			

CHECK (評価)	担当課・外部知見の評価			
	担当課	評価	外部指導者の派遣により、生徒の活動意欲の向上や教員の働き方改革に繋がりました。また、報償金や充実支援交付金では、部活動に対し効果的な支援ができました。さらに、部活動推進協議会においては、生徒、顧問のそれぞれのアンケート結果を踏まえた上で、部活動方針の一部改訂を行うことができたので、成長期の生徒にとっても、職員にとっても、より現実に即した方針に改訂することができたと考えます。	今後の方向性
		B	○進捗状況・達成度：計画どおり	現状継続
	外部知見	評価	外部指導者の派遣、交付金による支援、部活動リーフレットの作成等、部活動の充実のための支援体制は整ってきたと言えます。教職員だけでなく外部指導者、整形外科医など幅広い方々と関わりを持つことも、部活動の充実や教職員の負担軽減に繋がっていると考えます。部活動は中学生の心身の発達、成長に重要な役割を担う大切な活動ですので、実施してきたことに対する課題や問題点を検証し、生徒が求めているものは何かを十分に理解した上で、市、教職員、指導者がそれぞれの役割を果たされることを期待します。	今後の方向性
	B		現状継続	

CHECK (評価)	教育委員会の総括			
	教育委員会	評価	海老名市は早期に部活動方針を策定し、その運用はスムーズに行われています。また、外部指導者や整形外科医、トレーナーの派遣等により、部活動の支援体制は充実し、教職員や生徒、保護者それぞれの負担軽減に繋がっていると評価します。部活動を実施する上では、地域との連携が子どもの成長に欠かせない要素にもなりますので、そのような視点を持ち、引き続き教職員や生徒の声を聞き、保護者と意見交換をしながら、充実した部活動となっていくことを期待します。また、部活動推進協議会によって、新たな課題へ対応し、必要に応じて部活動方針を改訂することで、今後も継続して部活動の在り方を検討するよう望みます。	今後の方向性
	B		見直し継続	

ACT (改善)	次年度の取組に向けた見直し・工夫			
	<p>令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で、定着しつつあった整形外科医およびトレーナー派遣が実施できておらず、また、大会やコンクール、各種地域活動等の多くも中止となりました。その結果、部活動は最小限の活動に制限され例年通りの運営ができておりません。そのため、次年度は、改めて海老名市部活動方針のリーフレットによる周知をはじめ、地域との連携強化、教職員や保護者等と意見交換をしながら、海老名市部活動方針に則った事業をしっかりと行ってまいります。</p> <p>その上で、令和5年度全国展開として打ち出された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について、海老名市としても部活動推進協議会等において、現状を踏まえた課題の抽出や必要なシステム作りに取り組みます。</p>			

政策	ひびきあう教育の実現
施策	教育環境の充実

PLAN (目的・計画)	事業名	プログラミング教育推進事業	担当課	教育支援課
	目的	新学習指導要領における学習の基盤となる資質・能力として情報活用能力が学習指導要領において位置づけられたため、それに対応する教育環境を醸成します。情報機器を活用する機会の均衡を図り、プログラミング教育を推進します。		
	事業概要	①プログラミング教育の推進 ②タブレット端末の追加導入 ③えびなっこGIGAスクール構想への対応		

DO (実行)	令和元年度の取組内容			
	1	プログラミング教育の推進 (1) 小学校低学年ロボットプログラミング教材「コード・A・ピラー」購入・活用 (2) 小学校プログラミング教育支援事業 (小学校5校)		
	2	タブレット端末の追加導入 (1) iPadの導入 (市内小学校へ453台) 令和元年度末のタブレット端末合計台数 1,110台 (小学校…1,038台 中学校…72台)		
3	えびなっこGIGAスクール構想への対応 (1) 「学校ICT活用推進協議会」の開催 (2) ICT機器を活用した授業実践事例の収集 (64事例) 及び発信 (3) プログラミング公開授業の開催 (4) GIGAスクール構想について伝達			

CHECK (評価)	担当課・外部知見の評価			
	担当課	評価	小学校でのプログラミング教育支援事業の実施や、市内教員によるICT機器を活用した授業実践事例の発信等により、授業での導入を促進することができました。また、小学校においては、iPadを増台したことにより児童が使用する機会が増え、発表する際にiPadで作成した資料をプロジェクターに映し出すなど、日常的にICT機器を活用する事例が増えてきました。これらの取組とその成果を鑑み、教育環境の充実に一定の成果が得られたと考えます。	今後の方向性
		B	○進捗状況・達成度：計画どおり	現状継続
	外部知見	評価	ICT環境の充実により、多くの児童生徒が情報機器を活用しながら学ぶ機会が増え、学習の基盤となる情報活用能力の育成に力を入れることが可能になりました。子どもたちが日常的に情報機器に触れる機会を増やしたことは評価できます。昨今の社会情勢を鑑みると、オンライン授業の重要性の増大、対面しない生活様式への転換等、人々の意識が変わってきているため、家庭環境等様々な状況を踏まえ、ハード、ソフト両面での事業の更なる推進を望みます。また、ICT機器の利活用には指導者の育成も必要と考えるため、子どもたちの可能性を伸ばす指導能力の向上、そのための指導法の確立と指導者全体への普及を期待します。	今後の方向性
B			現状継続	

CHECK (評価)	教育委員会の総括			
	教育委員会	評価	GIGAスクール構想に対応して、タブレット端末の配備が進み、情報機器を活用した授業展開と授業実践事例の収集、提示によってプログラミング教育が推進されてきたことは評価できます。教職員の指導方法や家庭環境によって子どもたちの理解度に差がつかないよう、教職員への研修の充実や子どもたちへのきめ細やかな指導の実施を望みます。また、日々進化するICT環境に取り残されることがないように、広範囲の視点で情報を収集し、引き続きより良い学習環境の整備に取り組まれることを期待します。	今後の方向性
		B		現状継続

ACT (改善)	次年度の取組に向けた見直し・工夫			
	次年度は、整備された1人1台端末を活用するスタートの年度となるため、いかに効果的に活用していくか、いかに学びのスタイルを変容させていくかを追求すべきと考えます。そこで、各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に向けて、以下の4点を重点に取り組んでまいります。 「①研修等を通じた教員のICT活用指導力の向上」、「②児童生徒が、教材・教具や学習ツールの一つとしてタブレット端末を積極的に活用する学習の推進」、「③ICTを活用した実際の授業実践事例の収集および周知」、「④情報モラル教育の充実」 このような取組を通じて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげてまいります。			

政策	ひびきあう教育の実現
施策	学校施設の充実

PLAN (目的・計画)	事業名	きれいで居心地のよい学校づくり	担当課	教育総務課
	目的	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう学校施設の環境整備を行います。		
	事業概要	①建物改修・改造事業 ②設備改修事業 ③防災強化事業		

DO (実行)	令和元年度の取組内容																						
	学校施設の老朽化により、各校様々な問題が生じています。そうした中において、限られた予算で最大の効果を得るために、令和元年度は児童生徒の安心安全に係る事業を中心に実施いたしました。																						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">① 建物改修・改造事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経年による老朽化が進む建物や付属設備について、児童生徒の安心安全な利用環境とアメニティ向上を図るべく、改修工事を行う事業。 また、建物又は各室の使用用途変更に対応した改修工事を行う事業。</td> </tr> <tr> <td>◆PC教室改修工事</td> <td>海老名小学校</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 設備改修事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経年による機能低下や事故を回避すべく、設備機器の更新工事を行う事業。なお、更新に合わせ省エネルギー化にも取り組んでいく。</td> </tr> <tr> <td>◆手洗い等給水配管改修工事</td> <td>有馬小学校</td> </tr> <tr> <td>◆放送設備改修工事</td> <td>杉久保小学校、中新田小学校</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③ 防災強化事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2">様々な災害・事故に対する建物及び設備関連の機能保持と児童生徒の安全を確保すべく、一次被害はもとより、二次被害も抑止するために行う事業。</td> </tr> <tr> <td>◆飛散防止フィルム設置工事</td> <td>海老名小学校、柏ヶ谷小学校、中新田小学校、有馬小学校、門沢橋小学校、有馬中学校、海西中学校</td> </tr> </table>				① 建物改修・改造事業		経年による老朽化が進む建物や付属設備について、児童生徒の安心安全な利用環境とアメニティ向上を図るべく、改修工事を行う事業。 また、建物又は各室の使用用途変更に対応した改修工事を行う事業。		◆PC教室改修工事	海老名小学校	② 設備改修事業		経年による機能低下や事故を回避すべく、設備機器の更新工事を行う事業。なお、更新に合わせ省エネルギー化にも取り組んでいく。		◆手洗い等給水配管改修工事	有馬小学校	◆放送設備改修工事	杉久保小学校、中新田小学校	③ 防災強化事業		様々な災害・事故に対する建物及び設備関連の機能保持と児童生徒の安全を確保すべく、一次被害はもとより、二次被害も抑止するために行う事業。		◆飛散防止フィルム設置工事
① 建物改修・改造事業																							
経年による老朽化が進む建物や付属設備について、児童生徒の安心安全な利用環境とアメニティ向上を図るべく、改修工事を行う事業。 また、建物又は各室の使用用途変更に対応した改修工事を行う事業。																							
◆PC教室改修工事	海老名小学校																						
② 設備改修事業																							
経年による機能低下や事故を回避すべく、設備機器の更新工事を行う事業。なお、更新に合わせ省エネルギー化にも取り組んでいく。																							
◆手洗い等給水配管改修工事	有馬小学校																						
◆放送設備改修工事	杉久保小学校、中新田小学校																						
③ 防災強化事業																							
様々な災害・事故に対する建物及び設備関連の機能保持と児童生徒の安全を確保すべく、一次被害はもとより、二次被害も抑止するために行う事業。																							
◆飛散防止フィルム設置工事	海老名小学校、柏ヶ谷小学校、中新田小学校、有馬小学校、門沢橋小学校、有馬中学校、海西中学校																						

CHECK (評価)	担当課・外部知見の評価			
	担当課	評価	放送設備改修工事においては、発災時の避難誘導に重要な役割を持つことから予防保全策として、故障前に年式の古い設備から順に改修を行っていくことで、児童生徒の安全を保障しております。また、飛散防止フィルム設置工事では、災害発生段階の窓ガラス飛散を抑止することで安全な避難行動が確保されると同時に、学校は避難所としての一面もあるため、発災後の避難施設としての機能確保にもつながっております。事業実施においては文部科学省の交付金を活用することで、財政負担の低減を図り、経費を抑えながらも事業目的が達成できたと考えます。	今後の方向性
		B	○進捗状況・達成度：計画どおり	見直し継続
	外部知見	評価	市内の学校は老朽化により各所において課題が生じていますが、計画的に改修等に取り組み、教育環境を整備してきたことは評価できます。この事業によって、児童、生徒、教職員の安全が確保されており、安心した教育活動に繋がっていると考えます。学校施設は避難所としても活用されるため、感染症対策等を含め、より安全で安心できる場所としての機能を備えた「きれいで居心地の良い施設」となるよう、適宜見直ししながら継続した事業実施を望みます。	今後の方向性
B			見直し継続	

CHECK (評価)	教育委員会の総括			
	教育委員会	評価	学校施設が老朽化し、異常気象等をきっかけに各学校でさまざまな問題が発生する中、国の交付金を活用して計画どおり事業の実施ができたこと、地域の災害対策にまで視点を広げて取り組んでいることは評価できます。しかし、社会状況を鑑みると、学校施設は大きく見直しをしなければならない時期にきていると考えます。計画的に事業に取り組むことは重要ですが、突発的な状況の変化に応じて柔軟に計画を見直し、その中で最大限の効果を上げることが必要です。そのような視点を持った上で、引き続き学校からの要望を汲み取り、児童生徒、教職員が安全・安心で快適な学校生活を送れるよう、見直しながらの事業継続を望みます。	今後の方向性
		B		見直し継続

ACT (改善)	次年度の取組に向けた見直し・工夫			
	学校生活の中で多くの時間を過ごす学校施設で、児童生徒や教職員が安全・安心で快適な学校生活を送るため、今後も学校からの要望を汲み取りながら、計画的な学校施設の環境整備を進めます。また、近年の社会状況や想定を超えるような台風・ゲリラ豪雨等の災害からも、学校施設の避難所としての機能の重要性も増しており、既存の計画だけでは、対応できない状況になることも考えられます。そのため、適宜計画の見直しを行い、安全・安心を第一に考え事業を継続してまいります。			

政策	ひびきあう教育の実現
施策	学校施設の充実

PLAN (目的・計画)	事業名	地場産物品の学校給食への活用	担当課	就学支援課
	目的	学校給食で使用する食材のうち、市内や県内で生産・加工されたものを優先的に使用し食の安全性の確保と地産地消を推進します。		
	事業概要	小学校の給食において、海老名市産の野菜等を積極的に使用し地産地消に努めます。 ①地場産食材の導入 ②品目等の拡大 ③地域福祉施設で製造したパンの配食の実施		

DO (実行)	令和元年度の取組内容			
	【主な事業内容及び実績・成果】			
	<p>1 地場産食材の導入 市農政課、市内農家及びJAさがみの協力を得て、地場産の青果類を時期的・スポット的に使用することを目指して、地場産食材の使用を図りました。</p> <p>2 品目等の拡大 海老名市内で野菜等が収穫できる時季がわかるカレンダー（農政課作成）を利用して、献立を作成し、品目拡大の工夫をしました。</p> <p>3 地域福祉施設で製造したパンの配食の実施 市内小学校13校の5,6年生に年間1回程度提供しました。</p>			

海老名産使用食材使用量と地産地消率					
じゃがいも	1650kg	4.6%	なす	20kg	12.3%
大根	1550kg	12.3%	トマト	44kg	100%
キャベツ	2176kg	14.4%	米	17735kg	50%
白菜	550kg	7.9%	もやし	5113kg	100%
豆腐	6930kg	100%	いちご	23419個	100%
*豆腐は市内産の津久井在来大豆使用		*いちごは個数			



▲海老名産野菜を使用した「夏野菜カレー」

CHECK (評価)	担当課・外部知見の評価			
	担当課	評価	海老名市産の食材を使用し、地産地消の推進を図りました。また給食を食べた児童たちには、食材とその生産者を知ってもらうことで、より一層、生まれ育った海老名市に対する郷土愛を育むことができました。本事業は海老名市に住む子どもたちにとって大事な取組だと考えていますので、今後も市農政課やJAさがみとの連携を更に深めて、地産地消率向上を図り、子どもたちの郷土愛の醸成に努めてまいります。	今後の方向性
		B	○進捗状況・達成度：計画どおり	現状継続
	外部知見	評価	地場産物品の使用は、地産地消の推進だけでなく、食育や郷土愛の醸成にも繋がる大切な事業です。100%地場産使用となっている食材もあり、取り組みに対する成果が表れていると評価します。生産者を知ることで親しみを持って食事ができるだけでなく、旬の農作物を口にするという意識が持てること、食を楽しむことにも繋がり、子どもたちの健やかな成長に繋がっていきますので、地産地消率の向上について市農政課やJAさがみ、市内農家と連携し、今後の事業のより一層の推進を望みます。	今後の方向性
B			見直し拡大	

CHECK (評価)	教育委員会の総括			
	教育委員会	評価	本事業は、海老名市の農業・生産物を知る良い機会になっています。市内農家やJAさがみの協力を得るなど、地産地消拡大に向けて努力してきたことは評価できます。多くの協力者のもとに成り立っている事業であることを認識し、関係者や団体と十分に話し合い、見直しながら実施していきべきであると考えます。併せて、在校生の子どもがいない市民には地場産物品の活用状況が分からない現状があるため、広報等で周知していくことで、市民の関心も高まると考えます。地場産物品を活用した栄養バランスの良い給食で郷土愛を育み、感謝の心を持ち、楽しい時間を過ごすことで、子どもたちが健やかに成長していけるよう、事業の見直し拡大を望みます。	今後の方向性
		B		見直し拡大

ACT (改善)	次年度の取組に向けた見直し・工夫			
	海老名市で作られた野菜、果物等を給食食材として使用することで、子どもたちの「郷土愛」が育まれると考えますので、今後も市農政課や市内農家、JAさがみと連携し、地産地消の推進に努めます。また、生産規模から少量しか使用できない品目でも、できる限り海老名市産のものを活用できるよう努め、品目拡大も視野に入れて取組を継続してまいります。さらに、新しい取り組みとして、生産者を学校に招くなど、児童1人1人の「記憶に残る給食」を目指します。特に、海老名市のいちごが神奈川県での共販出荷量一位であることなどを子どもたちに知ってもらい、給食への親しみをより深められるよう取り組みます。 令和元年度開催の「海老名市学校給食検討委員会」において、小学校給食は、「おいしい給食」の提供をめざして地産地消や献立の工夫をする旨の方針が出たことから、それを踏まえ、事業を実施してまいります。			

政策	ひびきあう教育の実現
施策	教育支援体制の充実

PLAN (目的・計画)	事業名	奨学金の給付	担当課	就学支援課
	目的	経済的な理由で修学が困難な青少年を支援します。		
	事業概要	家庭の所得、生徒の面接結果に基づいて、海老名市奨学生選考委員会による選考を行い奨学金を給付します。		

DO (実行)	令和元年度の取組内容																																
	<p>1 教育委員会から、海老名市奨学生選考委員会への諮問 奨学生の選考にあたり、選考委員会へ諮問し、その答申により奨学生を審査決定する。 (海老名市奨学金条例第6条)</p> <p>2 海老名市奨学生選考委員会から教育委員会への答申</p> <p>3 教育委員会定例会(臨時会)で奨学生の決定</p>																																
	<p>【令和元年度の実績】</p> <p>申請者 56名 新規申請者 31名 継続申請者 25名 給付決定 40名</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">過去の申請者数</th> <th colspan="2">申請内訳</th> <th rowspan="2">決定</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>申請者数</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成30年度</td> <td rowspan="2">58</td> <td>新規</td> <td>34</td> <td rowspan="2">40</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成29年度</td> <td rowspan="2">47</td> <td>新規</td> <td>24</td> <td rowspan="2">40</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成28年度</td> <td rowspan="2">44</td> <td>新規</td> <td>25</td> <td rowspan="2">40</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>	過去の申請者数		申請内訳		決定	年度	申請者数			平成30年度	58	新規	34	40	継続	24	平成29年度	47	新規	24	40	継続	23	平成28年度	44	新規	25	40	継続	19	
過去の申請者数		申請内訳		決定																													
年度	申請者数																																
平成30年度	58	新規	34	40																													
		継続	24																														
平成29年度	47	新規	24	40																													
		継続	23																														
平成28年度	44	新規	25	40																													
		継続	19																														

●支給額は年間120,000円で返済の必要はありません。

●支給決定者には身元保証人(市内在住の成年者)の保証書の提出を求め、学期の終了後には奨学金使途報告書により適正な使用を確認しています。

家計の状況で、自分の描く未来を閉ざされることなく、未来に向けての、また、夢の実現に向けての取り組むことへの支援サポートができています。

CHECK (評価)	担当課・外部知見の評価			
	担当課	評価	学校からの人物調査、面接の実施により生徒の日ごろの様子を確認し、学校生活の取組、夢の実現にむけたサポートができています。年度末には、使途報告書により、支給された奨学金に流用等がないか確認し、適正な事業の執行ができました。次年度に向けては使途報告書に領収書の添付を求め、より正確な執行確認を行っていくとともに、今後も就学が困難な世帯の生徒に、夢の実現に向けた支援をしていきたいと考えます。	今後の方向性
		B	○進捗状況・達成度：計画どおり	現状継続
	外部知見	評価	夢を持つ青少年や就学困難な青少年を支援することは、未来ある青少年育成に役立つ事業であり、特に返済義務のない本市の奨学金制度は、学びたくても経済的な理由で就学が困難な生徒にとって大変ありがたい制度です。未来の夢の実現への一助となることは勿論、将来的に海老名市への貢献にも必ず繋がる事業であると考えます。また、周知も的確にされており、市民からの関心の高さが伺えます。青少年の夢の実現に向けて、本当に必要とする家庭への適正な支援と併せて、給付後の使用の確認をしっかりと行った上で、事業を継続されるよう望みます。	今後の方向性
B			現状継続	
教育委員会の総括				
教育委員会	評価	奨学金の給付は多くの青少年の夢の実現につながる事業であり、申請者も多く、高い関心を持たれています。昨今の社会状況、経済状況を鑑みると、経済的理由での奨学金申請者は今後も増加すると考えられます。そのような中で、現在の制度では奨学生の選定について判断が難しく、選考基準等を含む事業の在り方を見直す時期にきています。教育という視点から奨学金制度を捉え、夢の実現に重点を置くなどの見直しを図ることで、海老名市として特色のある取組となるよう望みます。	今後の方向性	
	B		見直し継続	

ACT (改善)	次年度の取組に向けた見直し・工夫			
	給付資格や奨学金の額、給付期間等については海老名市奨学金条例で規定していますが、奨学金制度の見直しの視点に立ち、給付金額や給付人数、選考基準等について、近隣他市の状況を調査しながら、条例改正も視野に入れて研究を進めてまいります。今後も、一人でも多くの青少年の夢の実現にむけた支援となるよう、見直しながら事業を継続してまいります。			

政策	ひびきあう教育の実現
施策	教育支援体制の充実

PLAN (目的・計画)	事業名	教育支援教室の充実	担当課	教育支援課
	目的	不登校児童・生徒の発達段階に応じた教育支援を行い、学校への復帰や、社会的自立を目指した支援を行います。		
	事業概要	①教育相談や教科指導、集団生活への適応指導 ②指導員の資質向上のための事例研修、支援内容に関する研修、進路見学会の実施 ③市民対象の教育セミナーの開催		

DO (実行)	令和元年度の取組内容			
	<p>1 教育支援教室と相談事業との連携</p> <p>(1) 心理カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談事業との連携 ⇒情報共有しながら指導・支援にあたることでできたため、安定した通室に繋がった。</p> <p>(2) 通室後の本人への来所相談 ⇒本人の気持ちを整理したり精神的な支えになり、支援として大きな意義があった。 <令和元年度通室生> 小学生…3名 中学生…9名 合計12名 (令和2年2月)</p> <p>2 指導員の資質向上のための研修等</p> <p>(1) 「教育支援会議」を開催(年間7回) ⇒ケースの事例研修などを実施し、スーパーバイザーとして大学教授や医師に支援教室の運営や、各ケースに対しての指導・助言をいただき、指導員の資質向上に資することができた。</p> <p>(2) 専任教員による県央地区の教育支援教室・フリースクール連絡会等への参加 ⇒情報交換した内容を他の指導員にも伝達し、支援教室の指導・支援に生かすことができた。</p> <p>3 教育セミナーの開催(令和元年11月9日(土))</p> <p>(1) テーマ:「不登校のこどもたちが考えていること～親と教師にできること～」 (2) 参加者:不登校児童生徒を持つ保護者、一般市民、小中学校の教職員等、計43名 ⇒会場の変更により例年より多くの参加者を募ることができた。保護者だけではなく教職員の参加があったこともあり、より意義のあるセミナーとなった。</p>			

CHECK (評価)	担当課・外部知見の評価			
	担当課	評価	教育支援センターの強みを生かした相談事業との連携や、正式通室に至るまでの心のケアに重点を置いた仮通室のシステム等が指導支援に生かされ、海老名市の教育支援教室の特徴である「大半の通室生が安定して通室できており、欠席が少ない」ことに繋がったと実感しています。また、全19校を訪問し、通室までの流れを分かりやすく整理して説明したことも、効果的であったと考えます。今後もさらに多くの児童生徒への支援ができるよう、各校と連携してまいります。	今後の方向性
		B	○進捗状況・達成度:計画どおり	現状継続
	外部知見	評価	登校を嫌がったり、不登校になったりする子どもたちが増えている中、個々の状況に応じた支援体制ができています。他の相談事業との連携や指導員の研修、セミナーの開催等によって、指導員だけでなく教職員や保護者へも効果は広がっており、通室生が安心して教室に通えることに繋がっていると考えます。まだまだ支援の場を活用できずにいる家庭もあると思いますので、周知を徹底すること、また、民間施設や学校以外の拠り所の活用、訪問型個別指導など幅広い対策を検討することで、一人でも多くの子どもたちを学校へ復帰させてあげられるよう望みます。	今後の方向性
B			見直し継続	

CHECK (評価)	教育委員会の総括			
	教育委員会	評価	不登校児童・生徒が多くいる中、教育支援教室の役割は非常に大きいと考えます。その上で、通室生の増加や安定した通室ができています。環境や指導が充実し、取り組みの成果が表れていると評価します。特に、教育セミナーの開催は、不登校の子どもを抱えている保護者のサポートに繋がるため、今後も工夫した取り組みの実施を望みます。また、まだ多くの子どもが支援を活用できない現状を考えると、困っている子どもや保護者が来所しやすい環境作りや、社会教育団体等との連携など、更なる見直し、工夫が必要であると考えます。	今後の方向性
		B		見直し継続

ACT (改善)	次年度の取組に向けた見直し・工夫			
	不登校の児童生徒数は年々増加傾向にあり、それぞれ様々な課題を抱えており、その課題に対応できる不登校支援を考える必要があります。そこで、教育支援教室に通室できる児童生徒の発達段階や心身の状態、コミュニケーションの力など、個々に応じた支援ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職とも連携を深めてまいります。また、通室生が遠隔で学級の授業を体験できるような取組等、ICTを活用した支援の在り方についても研究してまいります。さらに、市内の民間のフリースペースとの連携を検討します。			

資料等

○教育委員会の活動状況

(1) 教育長及び教育委員会委員

職名	氏名	就任年月日	任期	備考
教育長	伊藤文康	平成27年4月1日	平成30年4月1日 ～令和3年3月31日	
教育長 職務代理者	松樹俊弘	平成20年2月1日	平成28年2月1日 ～令和2年1月31日	
委員	海野恵子	平成20年10月1日	平成26年10月1日 ～令和4年9月30日	
委員	平井照江	平成24年12月14日	平成28年12月14日 ～令和2年12月13日	
委員	酒井道子	平成29年12月13日	平成29年12月13日 ～令和3年12月12日	公募
委員	濱田望	令和2年2月1日	令和2年2月1日 ～令和6年1月31日	

※松樹俊弘教育長職務代理者は、令和2年1月31日付で任期満了となり、濱田望委員が、令和2年2月1日付で就任されました。

※平井照江委員は、令和2年2月1日から教育長職務代理者となりました。

(2) 会議への出席状況

委員名 会議名	伊藤教育長	松樹委員	海野委員	平井委員	酒井委員	濱田委員	備考
4月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	—	傍聴者2名
5月臨時会	出席	出席	出席	出席	出席	—	
5月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	—	傍聴者4名
6月臨時会	出席	出席	出席	出席	出席	—	
6月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	—	傍聴者1名
7月臨時会	出席	出席	出席	出席	出席	—	
7月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	—	傍聴者13名
8月定例会	出席	欠席	出席	出席	出席	—	傍聴者1名
9月臨時会	出席	出席	出席	出席	出席	—	
9月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	—	傍聴者1名
10月臨時会	出席	出席	出席	出席	出席	—	
10月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	—	
11月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	—	傍聴者1名
12月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	—	傍聴者3名
1月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	—	傍聴者3名
2月定例会	出席	—	出席	出席	出席	出席	
2月臨時会	出席	—	出席	出席	出席	出席	

2月臨時会	出席	—	出席	出席	出席	出席	
3月定例会	出席	—	出席	出席	出席	出席	
3月臨時会	出席	—	出席	出席	出席	出席	傍聴者1名

(3) 教育委員会議（定例会・臨時会）、総合教育会議及びその他の活動等

【平成31年4月1日～令和2年3月31日】

月	日	種別	内容
4	1（月）	その他の活動	教職員辞令交付式
	5（金）	その他の活動	市立中学校入学式
	8（月）	その他の活動	市立小学校入学式
	15（月）	その他の活動	神奈川県市町村教育委員会連合会総会 教育課題研究会
25（金）	定例会	報告事項 8 件 ①海老名市教育委員会関係職員の人事異動について ②平成 31 年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について ③海老名市文化財保護条例施行規則の制定について ④海老名市文化財保存整備委員会条例施行規則の廃止について ⑤海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について ⑥海老名市指定文化財保存管理等事業補助金交付要綱の改正について ⑦海老名市部活動支援員派遣要綱の一部改正について ⑧海老名市修学旅行検討委員会設置要綱の制定について 審議事項 1 件 ①海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正について	
月	日	種別	内容
5	8（水）	その他の活動	教育課題研究会
		臨時会	報告事項 2 件 ①海老名市学校給食検討委員会設置要綱の制定について ②海老名市修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の制定について 審議事項 2 件 ①平成 31 年度（平成 30 年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定について

			②令和2年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について
	11 (土)	その他の活動	市PTA連絡協議会定期総会
	13 (月)	その他の活動	教育課題研究会
	16 (木)	定例会	報告事項2件 ①令和2年度使用海老名市教科用図書採択資料作成委員会委員の委嘱について（非公開事件） ②令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱等について 審議事項2件 ①令和元年度海老名市奨学生の選考委員会への諮問について ②海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について
	30 (木) ～ 31 (金)	その他の活動	関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（山梨県北杜市）
月	日	種別	内容
6	4 (火)	その他の活動	教科書学習会
	12 (金)	その他の活動	教育課題研究会
		臨時会	報告事項1件 ①令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について 審議事項2件 ①海老名市食の創造館の指定管理者制度の継続について ②令和元年度海老名市奨学生及び奨学金給付の決定について（非公開事件）
	15 (土)	その他の活動	市PTA指導者研修会 教育長・教育委員と語る会
	20 (木)	その他の活動	教育課題研究会
	28 (金)	定例会	報告事項1件 ①令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について 審議事項2件 ①国指定史跡相模国分寺跡用地取得の申し出について ②海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正について

月	日	種 別	内 容
7	3 (水)	その他の活動	教科書学習会
	6 (土)	総合教育会議	第2回総合教育会議 (高座クリーンセンター環境プラザ) 協議事項3件 ①教育大綱について ②修学旅行について ③学校給食について 学校紹介(門沢橋小学校)
	22 (月)	その他の活動	教育課題研究会
		臨時会	報告事項2件 ①海老名市教育委員会関係職員の人事異動について ②海老名市立小中学校エキスパートティーチャー認定制度に関する実施要綱の制定及び海老名市立小中学校エキスパートティーチャーの認定について 審議事項1件 ①令和元年度(平成30年度対象)教育委員会事務の点検・評価報告書について
	25 (木)	その他の活動	教育課題研究会
26 (金)	定例会	審議事項1件 ①令和2年度使用教科用図書採択について	
月	日	種 別	内 容
8	6 (火)	その他の活動	学校管理職研修会
	20 (火)	その他の活動	教育課題研究会
	21 (水)	その他の活動	ひびきあう教育研究発表大会
	23 (金)	定例会	報告事項3件 ①令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について ②海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準について ③海老名市指定重要無形文化財、海老名市指定重要無形民俗文化財、海老名市登録無形文化財及び海老名市登録無形民俗文化財の保持者並びに保持団体の認定の基準について 審議事項1件 ①新たな選択学区の設定並びに海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

月	日	種 別	内 容
9	7 (土)	総合教育会議	第3回総合教育会議 (上今泉コミュニティセンター) 協議事項3件 ①教育大綱について ②教育委員会の重点的な取組について (1)青色パトロール車による安全パトロールの強化 (2)インフルエンザ予防接種助成事業 (3)プログラミング教育の推進 (4)若者定住奨学金返還助成事業 ③修学旅行検討委員会及び学校給食検討委員会中間報告 学校紹介 (柏ヶ谷小学校)
	14 (土)	その他の活動	中学校体育祭 (海西中、海老名中、有馬中、今泉中)
	20 (金)	その他の活動	海老名歴史絵手紙審査 教育課題研究会
		臨時会	審議事項1件 ①令和元年度海老名市一般会計補正予算のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について
	27 (金)	定例会	報告事項2件 ①海老名市教育委員会関係職員の人事異動について ②海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正について 審議事項1件 ①海老名市スクールライフサポート実施要綱及び海老名市要保護者就学援助費支給要綱の一部改正について
	28 (土)	その他の活動	小学校運動会 (社家小、有馬小、門沢橋小、今泉小)
月	日	種 別	内 容
10	3 (木)	その他の活動	令和2年度予算編成会議
	10 (木)	その他の活動	市町村教育委員会連合会研修会
		臨時会	審議事項1件 ①令和元年度末県費負担教職員人事異動方針について
	12 (土)	その他の活動	小学校運動会 (中新田小学校)
	18 (金)	その他の活動	教育課題研究会
	25 (金)	定例会	報告事項3件 ①海老名市教育委員会関係職員の人事異動について ②令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委

			嘱について ③海老名市学童保育クラブ開設促進事業補助金交付要綱の制定について 審議事項 2 件 ①令和元年度全国学力・学習状況調査結果の公表及びその方法について ②次期海老名市外国語教育実施計画の策定について
	27 (日)	その他の活動	市民文化祭 (郷土芸能部門)

月	日	種別	内容
11	1 (金)	その他の活動	小学校連合運動会
	16 (土)	その他の活動	家庭と地域の教育を考えるつどい
	18 (月)	その他の活動	教育課題研究会
			広報えびな題字選考会
22 (金)	定例会	報告事項 1 件 ①令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について 審議事項 3 件 ①海老名市食の創造館の運営方法の変更について ②令和元年度全国学力・学習状況調査公表内容について ③令和元年度海老名市一般会計補正予算 (第5号) のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について (非公開事件)	

月	日	種別	内容
12	13 (金)	その他の活動	教育課題研究会
	19 (木)	定例会	報告事項 1 件 ①海老名市教育委員会関係職員の人事異動について 審議事項 9 件 ①海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について ②海老名市教育専門指導員規則の一部改正について ③海老名市部活動指導員派遣要綱の一部改正について ④海老名市教育支援センター条例施行規則の一部改正について ⑤海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱

			の一部改正について ⑥海老名市社会教育指導員規則の一部改正について ⑦海老名市青少年指導嘱託員設置規則の廃止について ⑧海老名市青少年指導員設置要綱の制定について ⑨国指定史跡相模国分尼寺跡用地取得の申し出について
		その他の活動	海老名市郷土資料館視察

月	日	種別	内容
1	13 (月)	その他の活動	成人式
	14 (火)	その他の活動	市長・校長・教育委員賀詞交歓会
			教育課題研究会
			教育委員会賀詞交歓会
	17 (金)	定例会	報告事項 1 件 ①海老名市教育委員会関係職員の人事異動について 審議事項 4 件 ①海老名市特別支援教育介助員・看護介助員派遣要綱の一部改正について ②海老名市特別支援教育補助指導員配置要綱の一部改正について ③海老名市言語聴覚士派遣要綱の一部改正について ④海老名市いじめ防止条例について (非公開事件)
		その他の活動	校長教頭合同懇親会賀詞交歓会
	24 (金)	その他の活動	ひびきあう教育研究発表会 (柏ヶ谷小学校)
26 (日)	その他の活動	新春はやし叩き初め大会	

月	日	種別	内容
2	3 (月)	その他の活動	教育課題研究会
	4 (火)	その他の活動	ひびきあう教育研究発表会 (海老名中学校)
	7 (金)	定例会	報告事項 1 件 ①令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について 審議事項 4 件 ①海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について ②海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について ③海老名市学校運営協議会規則の一部改正について

			④令和2年度ひびきあう教育実践委託事業費に係る「特色ある取組加算額」について（非公開事件）
	8（土）	その他の活動	P T A活動研究集会
	12（水）	その他の活動	ひびきあう教育研究発表会（上星小学校）
	22（土）	総合教育会議	第4回総合教育会議 （ビナレッジ） 協議事項3件 ①海老名市オリンピック・パラリンピック教育について ②海老名市修学旅行検討委員会検討結果について ③海老名市学校給食検討委員会検討結果について 学校紹介（有鹿小学校）
	25（火）	その他の活動	教育課題研究会
		臨時会	審議事項2件 ①令和元年度海老名市一般会計補正予算（第7号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について（非公開事件） ②令和2年度海老名市一般会計予算のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について（非公開事件）
	28（金）	臨時会	審議事項1件 ①海老名市立小学校及び中学校の臨時休業について
月	日	種別	内容
3	2（月）	その他の活動	教育課題研究会
	6（金）	定例会	報告事項1件 ①海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正について 審議事項9件 ①海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について ②海老名市部活動方針の一部改正について ③海老名市社会教育計画の策定について ④海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について ⑤県費負担教職員の人事異動について（非公開事件） ⑥市費負担加配教員の配置について（非公開事件） ⑦令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について（非公開事件） ⑧「議案第4号 海老名市いじめ防止条例について（非公開事件）」の議決の取り消しについて

			⑨いじめ防止についての基本的な考え方（今年度の重点）の設定及び海老名市いじめ防止基本方針の廃止について
11（水）	その他の活動		中学校卒業式
19（木）	その他の活動		小学校卒業式
23（月）	その他の活動		教育課題研究会
	臨時会		審議事項4件 ①海老名市学校給食に関する今後の方針の策定について ②海老名市立学校教員の働き方改革推進プランの策定について ③海老名市立学校の教育職員の業務を行う時間に関する規則の制定について ④海老名市立小中学校修学旅行の在り方についての方針の策定について
31（金）	その他の活動		教職員辞令交付式

海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画 令和元年度実施事業一覧

網掛け部分が今年度点検・評価を実施した事業

政策	施策	事業名	目的	担当課	備考
豊かな心を育む文化の薫るまちづくり					
(1) 生涯学習の推進					
		市民講座の開催	学びの場・交流の場として講座を開催し、社会教育の充実を図ります。	学び支援課	
(2) 図書事業の充実					
		有馬図書館大規模改修事業	複合施設である有馬図書館と門沢橋コミュニティセンターの管理運営にあたり、施設の効果的な一体利用、活用が図れる改修の検討を行います。	学び支援課	令和元年度点検評価実施
(3) 文化財の保護と活用					
		相模国分寺跡の整備活用	海老名の史跡文化財の核として整備公開し、利活用の促進を図ります。	教育総務課	令和元年度点検評価実施
		相模国分尼寺跡の整備活用	史跡相模国分寺跡とともに、海老名の史跡文化財の核として、整備・公開し、利活用を図ります。	教育総務課	
		文化財の活用【総合戦略】	海老名の歴史遺産・文化財を利活用することにより市民に郷土意識の醸成を図ります。	教育総務課	令和元年度点検評価実施
		文化財の保護	海老名の歴史遺産を保護し、後世へ引き継ぎます。	教育総務課	

政策	施策	事業名	目的	担当課	備考
元気な「えびなっ子」を育むまちづくり					
(4) 青少年の健全育成					
		教育支援体制の充実	相談機能を充実させるとともに、児童生徒及び保護者や教職員に対して、適切な支援が行える体制の充実を図ります。子どもたちが安心して通える学校づくりを行うため、学校や保護者、関係機関との連携を図ります。また、青少年の非行防止・健全育成を図ります。	教育支援課	
		青少年指導嘱託員活動の充実	青少年指導嘱託員としての技能の向上と併せて、地域社会における青少年の社会生活を健全育成を図ります。	学び支援課	
		ユースサポート事業【総合戦略】	若者が抱える悩みに対応し、自立した社会生活を送れるよう支援体制を強化します。	学び支援課	令和元年度点検評価実施
		社会教育活動団体への支援	青少年育成団体等が行う各種活動を推進し活性化させることで、青少年の健全育成を図ります。	学び支援課	
		成人式運営事務	新成人に社会人としての自覚を促します。	学び支援課	

(5)	子どもの居場所づくり			
	子ども・学校支援体制の構築【総合戦略】	“地域の子どもは地域で守る、育てる、支援する”体制を構築します（学校応援団）。	学び支援課	令和元年度点検評価実施
	学童保育支援事業【総合戦略】	学童保育業者に対して適正な運営が行えるよう支援するとともに保護者の負担軽減を図ります。	学び支援課	令和元年度点検評価実施

政策	施策	事業名	目的	担当課	備考
ひびきあう教育の実現					
(6)	ひびきあう教育の推進				
		ひびきあう教育の実践・研究【総合戦略】	ひびきあう教育の具体的方策である「えびなっ子しあわせプラン」を2期として継続し、各種委員会・研究会の中で、「授業改善」「新たな教育課程の編成」「小中一貫教育コミュニティ・スクールの推進」の取組を推進します。	教育支援課	令和元年度点検評価実施
		学校安全の確保【総合戦略】	登下校及び学校生活における児童・生徒の安全確保の充実を図るとともに、保護者への安全意識の啓発を図ります。	就学支援課	令和元年度点検評価実施
		社会教育の推進	学校の教育課程として行われる教育活動以外の社会における教育を組織的に行うことで、学校、家庭とともに総合的な教育を推進します。	学び支援課	
		教育委員会の運営	教育全般に対する市民の理解を深めるため、教育行政の推進と教育環境の改善及び教育委員会の円滑な運営を図ります。また、今日的な教育課題の解決等に関し、教育関係者、市民等の各界各層から意見を聴き、ひびきあう教育の推進を図ります。	教育総務課	令和元年度点検評価実施
		小中学校行事活動事業	小学校では、連合運動会の開催等により、児童の心身の健全な発達と望ましい社会性を育みます。 中学校では、中学生芸術文化活動の伸長・発展等により、生徒の豊かな心を育みます。	教育支援課	
(7)	教育環境の充実				
		効果的な教職員配置の推進（少人数指導）	35人学級の実施及び少人数指導体制の充実を図り、きめ細かな指導体制を確保します。	就学支援課	令和元年度点検評価実施
		コンピュータ利用教育の充実	高度情報化社会の中で生きる子どもたちにコンピュータを活用した教育を行い、情報活用能力等のさらなる向上を図ります。	教育支援課	令和元年度点検評価実施
		外国語教育の推進	小学校における外国語活動及び中学校における教科（英語）指導の充実や、教員の資質・能力の向上を図ります。	教育支援課	令和元年度点検評価実施
		部活動の充実	生徒の心身の発達に重要な役割を担う、部活動の充実を図ります。また、地域との交流を図り、地域活動の活性化に貢献します。	教育支援課	
		野外教育活動の推進	学校の教育課程で実施する野外教育活動を推進するとともに、保護者の負担軽減を図ります。	教育支援課	
		効果的な教職員配置の推進（指導体制）	教職員を効果的に配置し、生徒指導体制の充実を図ります。	就学支援課	令和元年度点検評価実施

	児童・生徒の健康管理の推進	児童・生徒の健康管理体制の充実により、心と身体の健やかな成長を促進します。また、衛生的で安全な学校環境の確保に努めます。	就学支援課	令和元年度 点検評価 実施
	プログラミング教育推進事業	新学習指導要領における学習の基盤となる資質・能力として情報活用能力が位置付けられたため、それに対応する教育環境を醸成します。情報機器を活用する機会の均衡を図り、プログラミング教育を推進します。	教育支援課	【新規】
(8)	学校施設の充実			
	小中学校施設の整備【総合戦略】	建設後又は改修後、一定期間を経た校舎等の施設・設備について、適正な時期に改修工事を行い、学習環境の整備・改善を図ります。	教育総務課	令和元年度 点検評価 実施
	きれいで居心地のよい学校づくり【総合戦略】	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう学校施設の環境整備を行います。	教育総務課	
	地場産物品の学校給食への活用	学校給食で使用する食材のうち、市内や県内で生産・加工されたものを優先的に使用し、食の安全性確保・地産地消を推進します。	就学支援課	
政策	施策	事業名	目的	担当課
(9)	教育支援体制の充実			
	児童・生徒教材費支援【総合戦略】	保護者の教材費への負担軽減を図ります。	就学支援課	
	スクールライフサポート制度の充実【総合戦略】	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、経済的援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	就学支援課	令和元年度 点検評価 実施
	奨学金の給付【総合戦略】	経済的な理由で修学が困難な青少年を支援します。	就学支援課	
	学校相談員等の派遣【総合戦略】	学校に心理の専門家等を派遣することで、学校教育相談体制の充実を図ります。	教育支援課	令和元年度 点検評価 実施
	教育支援教室の充実【総合戦略】	不登校児童・生徒に発達段階に応じた教育支援を行い、学校への復帰や、社会的自立を目指した支援を行います。	教育支援課	
	特別支援教育の充実【総合戦略】	特別な支援を必要とする児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実を図ります。	教育支援課	令和元年度 点検評価 実施
	特別支援教育の就学奨励【総合戦略】	特別支援学級及び通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒の保護者負担の軽減を図ります。	教育支援課	
	学校給食費収納事務の充実	予算、決算、監査等の市の会計ルールで管理運用し、透明性・公平性を確保し、学校給食事業を推進します。	就学支援課	令和元年度 点検評価 実施
	若者定住促進奨学金返還補助事業【総合戦略】	若者の転入と定住を促進します。	学び支援課	令和元年度 点検評価 実施

海老名市教育大綱

目標

「しあわせをはぐくむ教育」のまち海老名

基本的な考え方

わたしたちは「ひびきあう教育」の理念のもとに

- 「子どもたち」の
- 「家庭・学校・地域」の しあわせをめざします

取り組み

子どもたちの今と将来のしあわせのための教育

子どもと大人がともに成長する社会

家庭・学校・地域のためのよりよい環境づくり

計画期間

4年間（平成31年4月から令和5年3月まで）

計画の位置づけ



教育施策の3つの柱

- 1 「えびなっ子しあわせプラン」の推進
- 2 子どもと大人がともに学ぶ生涯学習の充実
- 3 新たな学校施設への取組と子育て環境の充実

家庭・学校・地域・行政の力を結集して



「しあわせをはぐくむ教育のまち」海老名

わたしたちは「ひびきあう教育」の理念のもとに

- 子どもたちの
 - 家庭・学校・地域の
- しあわせをめざします

子どもたちの今と将来の

しあわせのための教育

子どもと大人が

ともに成長する社会

家庭・学校・地域のためのよりよい環境づくり

教育施策の3つの柱

に取り組みます

「えびなっ子しあわせプラン」の推進

- 新しい授業スタイルの確立による学力の向上
- 社会に開かれた教育課程の編成
- 小中一貫教育、コミュニティ・スクールの推進
- 英語教育及び国際理解の推進
- 学校ICTの環境整備と活用

新たな学校施設への取組と子育て環境の充実

- 「持続可能」で「夢」のある学校施設整備
- 健康・安全安心のための環境整備
- 学校給食のあり方の検討
- 義務教育に係る公費負担のあり方の検討
- 放課後児童クラブ（学童保育）の充実

子どもと大人がともに学ぶ生涯学習の充実

- 子ども・学校支援事業の実践
- 子どもと大人がともに学ぶ社会教育計画の再構築
- 生涯学習講座の充実
- 「ひろがる つながる みんなの図書館」への進化
- 相模国分寺跡等、文化財の積極的な活用

家庭・学校・地域・行政の力を結集して

事業概要

1. 「えびなっ子しあわせプラン」の推進

① 新しい授業スタイルの確立による学力の向上・・・【教育支援課】

えびなっ子の「学力」「集団力」「健康安全力」の向上をめざし、よりよい授業を実践するために、海老名市の教職員全員で、主体的・対話的で深い学びの実現にむけた研修に取り組み、授業を改善します。

② 社会に開かれた教育課程の編成・・・【教育支援課】

校長のリーダーシップのもと、子どもの実態と地域の特性をふまえ、保護者や地域の意見を取り入れながら学校全体で話し合っって教育課程を編成します。

③ 小中一貫教育、コミュニティ・スクールの推進

・・・【教育支援課・学び支援課】
新たな学校体制づくりとして導入した小中一貫教育とコミュニティ・スクールの充実を図り、えびなっ子の成長を保護者、地域の方々、教職員がともに支える学校づくりに取り組みます。

④ 英語教育及び国際理解の推進・・・【教育支援課】

これからの海老名市の英語教育の進め方を検討・協議するとともに、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に国際理解を深めてまいります。

⑤ 学校ICTの環境整備と活用・・・【教育支援課】

学校ICTの環境整備とその活用について検討・協議するとともに、プログラミング的思考により広がる可能性を追求し、未来で活躍するえびなっ子の育成に努めます。

2. 子どもと大人がともに学ぶ生涯学習の充実

① 子ども・学校支援事業の実践・・・【学び支援課】

学校応援団や保護者、地域の協力により、えびなっ子スクールの通年実施や授業支援等、更なる子ども・学校支援の充実を図ります。

② 子どもと大人がともに学ぶ社会教育計画の再構築・・・【学び支援課】

学校応援団等、これまでの「学校を中心とした社会教育」に加え、「スポーツ」や「文化芸術」等を含む社会教育への再構築に向け、「社会教育計画の見直し」を行い、子どもを中心とした社会教育の更なる充実を図ります。

③ 生涯学習講座の充実

広く市民の学びの場、交流の場として、市民講座「まなBINA」の充実を図ります。また、市民講座「まなBINA」の分かりやすい情報提供に取り組んでまいります。

④ 「ひろがる つながる みんなの図書館」への進化・・・【学び支援課】

市立図書館としての一体性を維持しつつ、中央図書館は利便性の高い図書館として、有馬図書館はリニューアール工事に併せてコミュニティセンターとの複合施設として、「学び」と「コミュニティ」の拠点へと進化します。

⑤ 相模国分寺跡等、文化財の積極的な活用・・・【教育総務課】

相模国分寺跡等、文化財の保存・整備・活用とともに、歴史資料のデジタル化を進め、文化財を本市の魅力の一つとして市内外に情報発信します。

3. 新たな学校施設への取組と子育て環境の充実

① 「持続可能」で「夢」のある学校施設整備・・・【教育総務課、就学支援課】

学校施設再整備計画に基づき、「学区再編」や施設の「増築、大規模改修、長寿命化改修」を行うとともに、施設の「ユニバーサルデザイン化」「木質化」を進める等、「持続可能」で「夢」のある学校施設整備を計画的に進めます。

② 健康・安全安心のための環境整備・・・【教育総務課、就学支援課】

子どもがいきいきと学べる学習環境と子どもがのびのびと生活できる生活環境を整備します。

◆0歳から一貫した子育て支援を行うため、小中学校に健康管理システムを導入します。

◆老朽化した樹木の剪定や教室の扉等、室内ガラスへの飛散防止フィルム設置により、安心できれいな居心地のよい学校づくりを進めます。

◆下校時の更なる安全確保のため、巡回パトロールの強化を図ります。

③ 学校給食のあり方の検討・・・【就学支援課】

今後の小中学校の給食のあり方や施設整備のあり方について検討を進めます。

④ 義務教育に係る公費負担のあり方の検討・・・【就学支援課】

義務教育に係る保護者負担の軽減と学校徴収についての検討を進めるとともに、今後の修学旅行のあり方について検討を進めます。

⑤ 放課後児童クラブ（学童保育）の充実・・・【学び支援課】

学童保育クラブの「質」及び「定員」の充実を図ることで、子どもたちに安心して放課後を過ごすことができる場を提供し、保護者が安心して子どもをあずけることができる環境を整備します。



○関係法令等

★ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

（1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

（2） 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

（3） 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

（4） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

（5） 次条の規定による点検及び評価に関すること。

（6） 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

★ 海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、海老名市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき委任、代理等について必要な事項を定める。

（教育長に委任する事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- （1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- （2） 委員会が定める規則等の制定又は改廃に関すること。
- （3） 学校その他の教育機関の設置、廃止、位置変更及び名称変更に関すること。
- （4） 委員会事務局及び学校その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- （5） 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。**
- （6） 教育予算その他の議会の議決を経るべき案についての意見の申出に関すること。
- （7） 県費負担教職員の任免その他の進退についての内申に関すること。
- （8） 県費負担教職員の分限及び懲戒についての内申に関すること。
- （9） 県費負担教職員の人事、サービスの監督及び研修の一般方針に関すること。
- （10） 学齢児童及び生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更に関すること。
- （11） 教科用図書採択に関すること。
- （12） 非常勤特別職の職員の任免、委嘱及び解職に関すること。
- （13） 1件20,000,000円以上の教育財産の取得申出に関すること。
- （14） 附属機関に対する諮問、答申及び建議の処理に関すること。
- （15） 奨学生並びに奨学金の給付の決定、廃止及び返還の減免に関すること。
- （16） 訴訟、不服申立て、請願及び陳情に関すること。

（教育長の臨時代理）

第3条 教育長は、前条各号に掲げる事項の処理について、急務その他やむを得ない事情があるとき又はあらかじめ委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、次の委員会の会議に報告しなければならない。

海老名市教育委員会 教育部 教育総務課 総務係
〒 243-0422 海老名市中新田 377 番地 えびなこどもセンター
Tel 046-235-4916 (直通)
Fax 046-231-0277
E-mail kyoiku-soumu@city.ebina.kanagawa.jp